

足寄町地域防災計画

【資料編】

令和2年3月

足寄町防災会議

沿 革

平成15年		足寄町地域防災計画資料編 策定
平成16年	3月	改定
平成24年	2月	改定
平成28年	7月	改定
平成30年	3月	改定
令和2年	3月	改定

目 次

1	足寄町防災会議条例	1
2	足寄町防災会議運営規程	3
3	足寄町災害対策本部条例	4
4	足寄町防災行政無線施設設置条例	5
5	放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する北海道ガイドライン	7
6	北海道消防防災ヘリコプター運航管理規程	10
7	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領	15
8	北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領	20
9	足寄町民災害見舞金交付要綱	22
10	雌阿寒岳火山防災会議協議会規約	24
11	雌阿寒岳火山防災協議会運営要綱	28
12	災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定	30
13	災害時の応援に関する協定	34
14	北海道広域消防相互応援協定	36
15	災害時の医療救護活動に関する協定書	39
16	災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則	41
17	災害対策業務に関する協定書	42
18	災害の概要	43
19	消防・水防・地震防災信号等	47
20	重要警戒区域（水防区域）	49
21	重要警戒区域（地滑り危険区域）	49
22	重要警戒区域（急傾斜地崩壊危険区域）	50
23	重要警戒区域（土石流危険溪流）	50
24	重要警戒区域（山腹崩壊危険地区）	51
25	重要警戒区域（崩壊土砂流出危険地区）	52
26	指定緊急避難場所、指定避難所	53
27	避難所等（事情により地域の指定避難所へ避難することが困難な住民の避難所）	58
28	ヘリコプター離着陸可能地点	59
29	災害時優先電話	60
30	浸水想定区域内要配慮者等施設リスト	61
31	土砂災害危険箇所内要配慮者等施設リスト	61
32	応急金融の大要	62
33	雌阿寒岳火山年表	76
34	雌阿寒岳周辺避難所等の状況	83
35	危険物貯蔵施設・取扱施設	84
36	水防活動実績報告書	87

37	災害情報報告	88
38	被害状況報告	90
39	被害状況判定基準.....	92
40	輸送記録簿	96
41	炊出し給与状況	96
42	飲料水の供給簿	97
43	世帯構成員別被害状況.....	97
44	物資購入（配分）計画表.....	98
45	物資受払簿	98
46	物資給与及び受領簿.....	99
47	物資の給与状況	100
48	救護班活動状況	100
49	学用品の給与状況.....	101
50	応急仮設住宅台帳.....	102
51	遺体処理台帳	102
52	障害物除去の状況.....	103
53	人夫雇上げ台帳	103
54	消防防災ヘリコプター使用年間予定表.....	104
55	消防防災ヘリコプター使用月間予定表.....	105
56	消防防災ヘリコプター使用申請書.....	106
57	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票.....	107
58	北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書.....	108
59	救急患者の緊急搬送情報伝達票.....	109
60	公用令書（従事）.....	110
61	公用令書（保管）.....	110
62	公用令書（管理）.....	111
63	公用変更令書	111
64	公用取消令書	112
65	防災立入検査票	112
66	足寄町土砂災害危険箇所図	113
67	足寄町山地災害危険箇所図	134

資料編

1 足寄町防災会議条例

昭和 37 年 12 月 28 日

条例第 15 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、足寄町防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 足寄町地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 足寄町の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害に関する情報を収集すること。
- (3) 足寄町水防計画を調査審議すること。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、町長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
- 5 委員は、次の各号に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 指定地方行政機関の職員のうちから町長が任命する者
 - (2) 北海道知事の部内の職員のうちから町長が任命する者
 - (3) 北海道警察の警察官のうちから町長が任命する者
 - (4) 町長がその部内の職員のうちから指名する者
 - (5) 教育長
 - (6) 足寄消防団長
 - (7) とかち広域消防事務組合足寄消防署長
 - (8) 指定公共機関又は、指定地方公共機関職員のうちから町長が任命する者
 - (9) 公共団体及び防災上重要な施設の管理者のうちから町長が命ずる者
 - (10) 陸上自衛隊の自衛官のうちから町長が任命する者

6 前項第 1 号から第 4 号及び第 8 号から第 10 号の委員の定数は次のとおりとする。

号別	1 号	2 号	3 号	4 号	8 号	9 号	10 号
定数	3 人	3 人	1 人	7 人	5 人	1 人	3 人

- 7 第 5 項第 8 号の委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
- 8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議は、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、北海道の職員、町の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから町長が任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。
(議事等)

第5条 前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議にはかつて定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和37年12月1日から適用する。

附 則 (昭和51年12月20日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成元年12月21日条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成5年9月21日条例第15号)

この条例は、平成5年10月1日から施行する。

附 則 (平成8年12月25日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年3月3日条例第19号)

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月19日条例第63号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成14年12月12日条例第38号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成15年6月20日条例第12号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成17年9月8日条例第20号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成18年12月13日条例第64号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(足寄町水防協議会条例の廃止)

2 足寄町水防協議会条例(平成元年条例第23号)は、廃止する。

(足寄町水防協議会条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際、現に足寄町水防協議会委員である者は、この条例の施行の日をもって解任されたものとする。

附 則 (平成30年3月7日条例第10号)

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

2 足寄町防災会議運営規程

昭和 51 年 11 月 1 日訓令第 5 号
改正 昭和 55 年 3 月 31 日訓令第 1 号の 2
平成 5 年 1 月 27 日訓令第 2 号
平成 17 年 6 月 30 日訓令第 7 号
平成 19 年 3 月 30 日訓令第 2 号

(趣旨)

第 1 条 足寄町防災会議（以下「防災会議」という。）の運営について、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）、災害対策基本法施行令（昭和 37 年政令第 288 号）に定めるもののほか、この訓令の定めるところによる。

(会長の職務代理者)

第 2 条 防災会議会長（以下「会長」という。）に事故あるときは、防災会議委員（以下「委員」という。）である副町長がその職務を代理する。

(防災会議の招集)

第 3 条 防災会議は、会長が招集する。

2 委員は、必要があると認めるときは、会長に対して防災会議の招集を求めることができる。

(委員の代理者)

第 4 条 委員は、やむを得ない事情により防災会議に出席できないときは、その代理者を出席させることができる。

2 委員は、あらかじめ代理者を指名し、会長に届けておくものとする。

(議事)

第 5 条 防災会議は、委員（代理者を含む。）の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

(防災会議の庶務)

第 6 条 防災会議の庶務は、総務課がつかさどる。

(会長への委任)

第 7 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は会長が定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 55 年 3 月 31 日訓令第 1 号の 2）

この訓令は、昭和 55 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 5 年 1 月 27 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 5 年 2 月 17 日から施行する。

附 則（平成 17 年 6 月 30 日訓令第 7 号）

この訓令は、平成 17 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

3 足寄町災害対策本部条例

昭和 37 年 12 月 28 日

条例第 16 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、足寄町災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する、災害対策本部員がこれに当る。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(雑則)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し、必要な事項は災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 37 年 12 月 1 日から適用する。

附 則（平成 8 年 3 月 12 日条例第 15 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 24 年 9 月 14 日条例第 23 号）

この条例は、交付の日から施行する。

4 足寄町防災行政無線施設設置条例

平成 11 年 3 月 10 日条例第 1 号
改正 平成 17 年 10 月 19 日条例第 24 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害その他緊急時における町民に対する情報の正確かつ迅速な伝達及び円滑な広報活動によって、町民の生命と財産の保全を図るとともに、住民福祉の向上に資するため、足寄町防災行政無線施設（以下「防災無線」という。）の設置及び管理運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(施設の設置)

第 2 条 防災無線の業務を行うために、次のとおり施設を設置する。

施設名等		設置箇所
送信施設	親局	足寄町役場庁舎内
	遠隔制御局	足寄消防署内
		足寄町農業協同組合内
受信施設	屋外拡声子局	町長が必要と認めた地域
	戸別受信機	町長が必要と認めた機関及び世帯
中継局施設		町長が必要と認めた地域

(業務)

第 3 条 防災無線の業務内容は、次のとおりとする。

- (1) 非常災害、その他緊急事項の通知及び連絡に関すること。
- (2) 地域住民の生命、財産の保護に関すること。
- (3) 町政について周知又は協力を必要とする事項に関すること。
- (4) その他町長が特に必要と認める事項に関すること。

(業務区域)

第 4 条 防災無線の業務を行う区域は、足寄町の全域とする。

(受信施設の利用)

第 5 条 町長は、受信施設の一部を地域住民の利用に供することができる。

2 受信施設の一部の利用についての必要事項は別に定める。

(防災関係施設に対する戸別受信機の設置)

第 6 条 町長は、防災関係機関、学校、避難所、その他必要と認める施設に戸別受信機を設置するものとする。

(戸別受信機の貸与等)

第 7 条 町長は、別に定める地域に居住する者に対し必要と認めるときは、戸別受信機を無償で貸与する。

- 2 戸別受信機の貸与を受けた者は、善良な管理に基づき使用しなければならない。
- 3 戸別受信機の維持管理に関する費用は、受益者の負担とする。

(規則等への委任)

第 8 条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 17 年 10 月 19 日条例第 24 号）
この条例は、公布の日から施行する。

5 放送を活用した避難勧告等の情報伝達に関する北海道ガイドライン

第1 趣旨

このガイドラインは、災害時における避難勧告等の住民等への有効な伝達手段のひとつである「放送を活用した情報伝達」に関する放送事業者、市町村、北海道（以下「関係機関」という）における伝達体制等について、基本的事項を定めるものとする。

第2 放送事業者へ提供する避難情報の種別

災害対策基本法第60条に基づく避難勧告、避難指示、避難解除又は市町村地域防災計画等に基づく避難準備情報（以下「避難勧告等」という。）

第3 情報提供を行う放送事業者

- 1 日本放送協会札幌放送局【NHK】
- 2 北海道放送株式会社【HBC】
- 3 札幌テレビ放送株式会社【STV】
- 4 北海道テレビ放送株式会社【HTB】
- 5 北海道文化放送株式会社【UHB】
- 6 株式会社テレビ北海道【TVH】
- 7 株式会社エフエム北海道
- 8 株式会社エフエムノースウェーブ

第4 情報伝達ルート

各市町村から北海道、放送事業者への情報伝達ルートは、別添「放送を活用した避難勧告等の情報伝達ルート」とする。

第5 避難勧告等の情報伝達方法

1 市町村

避難勧告等を発令(解除)した場合は、直ちに次により情報提供(報告)を行う。

(1) 別紙1「避難準備情報・勧告・指示(解除)情報」をFAX(北海道総合行政情報ネットワーク)により支庁に報告する。(本様式による避難勧告・指示(解除)に係る報告は、災害対策基本法第60条第3項に規定する報告であり、従来任意様式で報告されていたものを様式化したものである。)

(2) 「放送を活用した情報伝達」が必要な場合は、別紙1により第3の各放送事業者(地域において地域FM局など他に情報提供が必要な放送事業者がある場合は、当該事業者を加え)に情報提供(FAX)を行い放送を依頼する。

なお、特に緊急を要する場合にあっては、特記事項にその旨を記載し、併せて電話による確認等を行う。

(3) 停電等により情報伝達が困難な場合

停電等により（２）による伝達が困難な場合は、（１）による支庁への報告時に別紙１特記事項にその旨記載し、支庁から第３の各放送事業者への情報提供を依頼するほか、併せて北海道総合行政ネットワークによる電話連絡を行う。

２ 北海道

（１）支 庁

市町村から別紙１を受理した場合は、直ちに次により対応する。

ア 防災消防課へ報告する。（電話及びFAX）

イ 「北海道防災対策支援システム」への情報入力を行う。

ウ １の（３）による連絡があった場合は、直ちに第３の各放送事業者への情報提供を行う。

（２）防災消防課

各支庁から別紙１を受理した場合は、直ちにその内容を確認するとともに、「北海道防災対策支援システム」情報との確認を行う。

３ 放送事業者

放送事業者は、次により避難勧告等の情報を受理（確認）し対応する。

（１）別紙１の受理（確認）

（２）必要に応じ「北海道防災対策支援システム」情報による確認を行う。

（ホームページ又はメール（携帯電話））

※ホームページURL <http://www2.bousai-hokkaido.jp/pc/>

（３）放送の方法・内容については、放送事業者が自主的に判断する。

第６ 連絡責任者リストの作成

関係機関は、相互の連絡体制を円滑に進めるため別紙２により連絡責任者リストを作成し、共有する。

第７ 災害時における速やかな情報伝達への配慮

関係機関は、災害時における住民等への情報伝達の重要性・緊急性を鑑み速やかな情報伝達に配慮する。

避難準備情報・勧告・指示（解除）情報

市・町・村

送付日時 月 日 時 分

1 避難情報の別

- 避難準備情報
- 避難勧告
- 避難指示（避難勧告より移行）
- 解除（避難準備情報・避難勧告・避難指示）

○ 特記事項

2 発令・解除 日時

月 日 () 時 分

3 地区名等

	対象地区名	対象世帯数	避難所名	避難所住所	電話番号	F A X
1		世帯 人				
2		世帯 人				
3		世帯 人				
4		世帯 人				

4 避難すべき理由

- 大雨により 河川氾濫 (() 川) のおそれがあるため
 () のおそれがあるため
- 地震により 大津波警報
 津波警報
 津波注意報 が発せられたため
- 地震により _____ のおそれがあるため
- その他 _____

発信者氏名	
電話	
F A X	
E-mail	

6 北海道消防防災ヘリコプター運航管理規程

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の安全かつ効果的な運用を図るため、航空機の運航管理等について必要な事項を定めるものとする。

(他の法令との関係)

第2条 航空機の運航管理については、航空法（昭和27年法律第231号。以下「法」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(用語の定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 航空機等

航空機、航空機用装備品、消防防災業務活動用装備品等をいう。

(2) 消防防災業務

航空機を使用して行う災害応急対策活動、救急活動、火災防御活動その他の防災活動に関する業務をいう。

(3) 航空隊員

航空機に搭乗して消防防災業務に従事する総務部危機対策局危機対策課防災航空室防災航空隊（以下「防災航空隊」という。）の職員をいう。

(4) 自隊訓練

総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）が隊員の基本技術及び応用技術の習得を図るため、独自で行う訓練をいう。

(5) 運航計画

航空機を効率的に運航するため、消防防災業務、自隊訓練等について定める飛行計画をいう。

(6) 委託会社

道が航空機の操縦、整備点検等の運航管理業務を委託する運航会社をいう。

第2章 防災航空隊

(防災航空隊の設置)

第4条 航空室に、防災航空隊を置く。

2 防災航空隊は、航空機に搭乗し、直接、消防防災業務に従事する。

3 防災航空隊に、隊長、副隊長及び隊員を置く。

4 隊長及び副隊長は、航空隊員の中から危機対策課防災航空室長（以下「防災航空室長」という。）が指名する。

(隊長の任務)

第5条 隊長は、副隊長及び隊員を指揮監督して消防防災業務の安全かつ効果的な遂行に努めなければならない。

(副隊長の任務)

第6条 副隊長は、隊長を補佐し、隊員を指揮監督して消防防災業務の万全を期さなければならない。

2 隊長に事故あるときは、防災航空室長があらかじめ指定する副隊長がその職務を代行する。

(隊員の任務)

第7条 隊員は、隊長及び副隊長の指揮に従い、消防防災業務の遂行に当たっては十分安全を確認してその職務に従事しなければならない。

(搭乗者の指定)

第8条 防災航空室長は、航空機を運航する場合には、運航目的、任務等を明示して搭乗する者を指定するものとする。

第3章 運航管理

(総括管理者)

第9条 航空機の運航管理の総括は、危機管理監（以下「総括管理者」という。）が行う。

(運航管理責任者)

第10条 航空隊の指揮監督、航空機の運航、航空機等の維持管理など、航空機の運航管理に関する事務は、防災航空室長（以下「運航管理責任者」という。）が行う。

(運航指揮者)

第11条 航空機に搭乗中の隊員の指揮監督をする者を「運航指揮者」という。

2 運航指揮者は、隊長をもって充てる。ただし、隊長が航空機に搭乗しないときは、運航管理責任者が航空機に搭乗する副隊長又は隊員の中から指定するものとする。

(運航計画)

第12条 運航管理責任者は、消防防災業務及び自隊訓練等を適正かつ円滑に行うため、航空機の運航計画を定めなければならない。

2 運航計画は、北海道消防防災ヘリコプター年間運航計画（様式第1号）及び北海道消防防災ヘリコプター月間運航計画（様式第2号）とする。

(運航する航空機等)

第13条 総括管理者は、法第23条及び第25条に定める技能証明を有する委託会社の整備士による整備点検を受けなければ、航空機を航空の用に供してはならない。

2 運航管理責任者は、航空機等を適正に管理し、常に航空機等の性能を最大限発揮できる状態にしておかななければならない。

(運航範囲)

第14条 航空機は、次に掲げる活動で、航空機の特性を十分に活用することができ、かつ、その必要性が認められる場合に運航するものとする。

- (1) 災害応急対策活動
- (2) 救急活動
- (3) 救助活動
- (4) 火災防御活動
- (5) 広域航空消防防災応援活動
- (6) 災害予防活動

(7) 自隊訓練

(8) その他総括管理者が必要と認める活動

2 航空機の運航は、原則として午前8時45分から午後5時30分までとする。ただし、次条に規定する緊急運航の場合は、この限りでない。

(緊急運航)

第15条 前条第1項第1号から第5号までに規定する運航(以下「緊急運航」と総称する。)

は、第12条に規定する運航計画に基づく運航(以下「通常運航」という。)に優先する。

2 航空機の通常運航中に緊急運航を要する事態が生じた場合には、運行管理責任者は、直ちに緊急運航に移行することとし、その内容を総括管理者に報告しなければならない。

3 緊急運航に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

(運航に伴う報告)

第16条 運航指揮者は、通常運航業務を終了したときは飛行報告書(様式第3号)を、緊急運航業務を終了したときは緊急運航業務報告書(様式第4号)を作成し、速やかに運航管理責任者に報告しなければならない。

(飛行場外離着陸場)

第17条 運航管理責任者は、市町村等と協議して、法第79条ただし書の規定による飛行場外離着陸場及び法第81条の2の規定による緊急離着陸場を確保しておくとともに、常にその実態把握につとめるものとする。

第4章 使用手続

(使用予定表)

第18条 航空機の使用(緊急運航及び自隊訓練に係るものを除く。以下この章において同じ。)を予定する者は、毎年2月末までに翌年度の航空機の使用予定について消防防災ヘリコプター使用年間予定表(様式第5号)を提出し、かつ、使用月の前々月の末日までに当該使用月の使用予定について、消防防災ヘリコプター使用月間予定表(様式第6号)を総括管理者に提出しなければならない。

(航空機の使用申請)

第19条 航空機を使用しようとする者は、消防防災ヘリコプター使用申請書(様式第7号)により、使用する日の15日前までに総括管理者に申請しなければならない。

(航空機の使用承認)

第20条 総括管理者は、前条の申請があったときは、その使用目的、使用内容等を審査の上、適当と認めるときは、その使用を承認するものとする。

2 総括管理者は、前項の規定により使用を承認した場合は、消防防災ヘリコプター使用承認書(様式第8号)を交付するものとする。

第5章 安全管理等

(安全管理)

第21条 総括管理者は、航空関係法令及び国土交通大臣の定める航空機の運用限界等指定書を踏まえ、消防防災業務の適正な執行体制及び航空事故防止対策を確立し、安全管理の適正を期さなければならない。

2 運航管理責任者は、航空隊員の任務及び分担業務の適正な執行を確保するなど、安全

管理に万全を期するとともに、航空機等を格納する施設の適正な保守管理を行わなければならない。

(運航指揮者の責務)

第 22 条 運航指揮者は、航空隊員の任務及び分担業務が適正に執行され、当該業務が効果的かつ安全に遂行できるよう努めなければならない。

第 6 章 教育訓練

(隊員等の教育訓練)

第 23 条 総括管理者は、航空隊員の教育訓練を実施するために必要な訓練体制及び施設、設備並びに教材の整備を図り、航空隊員の養成及び資質の向上に努めなければならない。

2 運航管理責任者は、消防防災業務を効率的に行うため、市町村及びその他の関係機関と連携の上、必要な訓練を実施しなければならない。

(自隊訓練)

第 24 条 運航管理責任者は、運航計画に基づき、自隊訓練を実施しなければならない。

第 7 章 事故対策等

(捜索及び救難体制の確立)

第 25 条 総括管理者は、航空事故が発生するおそれ若しくは発生した疑いのある場合、又は航空事故が発生した場合の捜索救難等の初動体制及びその後の処理に関する体制を確立しておかななければならない。

(航空事故発生時の措置)

第 26 条 運航指揮者は、航空機に搭乗中、航空機の故障、気象の急変等により航空事故が発生するおそれがある場合、又は発生した場合は、人命、財産に対する危難の防止に最善の手段を尽くすなど、万全の措置を構じ、その状況を運航管理責任者に直ちに報告しなければならない。

2 運航管理責任者は、前項の規定による報告を受け、又は同項に規定する航空機の故障等に関する情報を入手した場合には、直ちに所要の捜索救難活動を開始するとともに、その旨を総括管理者に報告しなければならない。

(事故報告)

第 27 条 総括管理者は、法第 7 6 条第 1 項に規定する事故が発生した場合は、国土交通大臣にその旨を報告するとともに、直ちにその原因、損害等について調査し、その結果を知事に報告しなければならない。

第 8 章 雑 則

(記録及び保存)

第 28 条 運航管理責任者は、航空関係法令に基づく記録のほか、消防防災業務に関する記録を整理、保存しておかななければならない。

(その他)

第 29 条 この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 19 年 6 月 1 日から施行する。

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

7 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領

(趣旨)

第1条 北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱（以下「要綱」という。）第15条第3項の規定に基づく北海道消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の緊急運航については、要綱及び北海道消防防災ヘリコプター応援協定に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。

(緊急運航の要件)

第2条 緊急運航は、原則として、要綱第14条第1項第1号から第5号までに掲げる活動で、次の要件に該当する場合に行うものとする。

- (1) 災害が隣接する市町村に拡大又は影響を与えるおそれがある場合
- (2) 災害が発生した市町村（消防の一部事務組合及び広域連合を含む。以下「市町村等」という。）の消防力等によっては災害応急対策が著しく困難な場合
- (3) その他航空機による活動が最も有効と認められる場合

(緊急運航の基準)

第3条 緊急運航は、前条の要件に該当し、かつ、次の場合に行うものとする。

- (1) 災害応急対策活動

ア 被災状況の偵察・情報収集

災害等が発生し又は発生するおそれがある場合で、広範囲にわたる偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

イ 救援物資、人員、資機材等の搬送

災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合で、救援物資、人員、資機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

災害応急対策活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

- (2) 救急活動

ア 傷病者の搬送

(ア) 現場救急

a 「現場救急」とは、航空機が直接救急現場に出動し、傷病者を機内に収容して医療機関へ搬送する活動をいう。

b 次の場合に出動するものとする。

生命が危険な傷病者を搬送する必要がある場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

(イ) 転院搬送

a 「転院搬送」とは、航空機による次の傷病者の搬送をいう。

① 一旦近郊の医療機関に搬送し、所要の治療を行った後に、緊急に高次・専門医療機関へ搬送する場合

② 医療機関に収容されている入院患者の病態悪化により緊急に高次・専門医

療養院へ搬送する場合

b 次の場合に出動するものとする。

医師の判断により 緊急に他の高次・専門医療院へ搬送しなければ生命に危険が及ぶ場合のほか、緊急に搬送することにより後遺症の軽減など傷病者の機能予後の改善が期待できる場合で、他の搬送手段がなく、かつ、原則として医師が搭乗できる場合。

c 転院搬送に搭乗する医師については、緊急性を重視し、搬送元医療機関の医師を基本としつつ医師不在を回避する場合又は搬送中の傷病者に対して専門的な管理が必要な場合は、他の医療機関の医師が搭乗できることとする。

なお、他の移動手段による搬送元医療機関への医師派遣が困難な場合にあっては、航空機による派遣を認めるものとする。

(ウ) 事後検証

上記(ア)及び(イ)に基づき航空機により傷病者を搬送した全ての事案について、その適否や妥当性などの事後検証を実施し、その結果を以後の救急活動に反映させることとする。

イ 医師等の搬送

離島、山村等の交通遠隔地等において緊急医療を行うため、医師 機材等を搬送する必要があると認められる場合

ウ その他

救急活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(3) 救助活動

ア 中高層ビル等の火災における救助・救出

中高層ビル等の火災において、地上からの救助・救出が困難で屋上等から行うことが必要と認められる場合

イ 山岳遭難、河川・湖沼等の水難事故における救助・救出

山岳遭難及び水難事故において、災害が発生した市町村等の消防力等では対応できないと認められる場合

ウ 高速自動車道及び自動車専用道路上での事故における救助・救出

高速自動車道及び自動車専用道路上での事故で、救急自動車による収容・搬送が困難と認められる場合

エ その他

救助活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(4) 火災防衛活動

ア 林野火災における空中消火

地上における消火活動では、消火が困難と認められる場合

イ 偵察・情報収集

大規模火災、爆発事故等が発生し、又は延焼拡大のおそれがあり、偵察・情報収集活動を行う必要があると認められる場合

ウ 消防隊員、資機材等の搬送

大規模林野火災等において、他に人員・資機材等の搬送手段がないと認められる場合

エ その他

火災防御活動上、特に航空機の活用が有効と認められる場合

(5) 広域航空消防防災応援活動

大規模災害発生時における他都府県の消防防災活動への応援が必要と認められる場合

(緊急運航の要請)

第4条 緊急運航の要請(前条第5号に規定するものを除く。)は、総務部危機対策局危機対策課防災航空室に対し、電話により行うとともに、速かに様式第1号をファクシミリにより提出するものとする。ただし、救急患者の緊急搬送に係る要請手続きについては、別に定めるところによるものとする。

(緊急運航の定)

第5条 運航管理責任者は、前条本文の要請を受けた場合は、直ちに隊長にその内容を伝えとともに、災害等の状況・気象状況等を確認の上、速かに出動の可否を定し、隊長に指示するものとする。

2 運航管理責任者は、速かに前項に規定する出動の可否等を総括管理者に報告するとともに、関係総合振興局長又は関係振興局長にその旨を連絡するものとする。

(要請に対する結果の通報)

第6条 運航管理責任者は、直ちに前条第1項に規定する出動の可否を要請者に連絡するものとする。

(受入体制)

第7条 緊急運航を要請した市町村長(消防の一部事務組合の管理者及び広域連合の長を含む。以下「市町村長等」という。)は、運航管理責任者と緊密な連絡を取るとともに、受入体制を整えるものとする。

(報告)

第8条 緊急運航を要請した市町村長等は、災害等が収束した場合(救急患者の緊急搬送に係る場合を除く。)には、災害等状況報告書(様式第2号)により、総括管理者に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時：平成 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

	要請機関									
	担当者職氏名									
	連絡先	TEL							FAX	
	覚知	年	月	時	分					
災害の状況・派遣理由	災害発生日時	年	月	時	分					
	災害発生場所									
	災害名									
	災害発生状況・措置状況									
派遣を必要とする区域							希望する活動内容			
気象の状況										
離着陸場の状況	離着陸場名									
	特記事項	(照明・Ⓜマーク、吹き渡し、離着陸場の状況（障害物等）ほか)								
必要とする資機材							現地での資機材確保状況			
							特記事項			
傷病者の搬送先							救急自動車等の手配状況			
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名									
	現場付近で活動中の航空機の状況									
現地最高指揮者	(機関名)				(職・氏名)					
無線連絡方法									(周波数)	Hz
その他参考となる事項										
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考	

第 年 号 月 日

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

総括責任者
北海道総務部危機管理監 様

足寄町長

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

災害発生日時	年 月 日 () 時 分							
災害発生場所								
派遣区域								
離着陸場								
使用した資機材								
傷病者の搬送先								
消防防災ヘリコプターに係る活動内容等	[地元の活動状況（消防防災ヘリコプター運航に係る分）]							
	[消防防災ヘリコプターによる活動内容]							
災害発生状況 措置状況								
その他参考となる事項								
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢

8 北海道消防防災ヘリコプターによる救急患者の緊急搬送手続要領

(趣旨)

第1条 この要領は、北海道消防防災ヘリコプター運航管理要綱第15条第3項及び北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第4条ただし書の規定に基づき、救急患者の緊急搬送についての必要な手続等を定めるものとする。

(手続)

第2条 救急患者の緊急搬送に係る各機関の手続は、次によることとする。

(1) 依頼病院等

ア 依頼病院等は、救急患者の緊急搬送が必要であると判断した場合は、受入医療機関を確保した後、あらかじめ総務部危機対策局危機対策課防災航空室（以下「航空室」という。）に連絡するものとする。この場合における連絡は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うとともに、送付後、必ず電話により到着の確認等を行うものとする。

イ 依頼病院等は、航空室に連絡をした後、当該市町村（消防の一部事務組合を含む。以下「市町村等」という。）に救急患者の緊急搬送を要請するものとする。この場合の要請方法は、アの例によるものとする。

ウ 依頼病院等は、市町村等から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を受入医療機関へ連絡するものとする。

(2) 市町村等

ア 市町村等は、依頼病院等からヘリコプターの出動要請を受けたとき又は生命が危険な傷病者を搬送する必要があると認められる場合は、航空室へヘリコプターの出動を要請し、その後関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

これらの場合における要請は、電話により行うとともに、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

イ 市町村等は、依頼病院からヘリコプターの出動要請を受けた場合を除き、受入医療機関の確保を行うものとする。

ウ 市町村等は、ヘリコプターの離着陸場を確保しその安全対策を講ずるとともに、救急自動車の手配を行うものとする。

エ 市町村等は、航空室から運航の可否・運航スケジュール等の連絡を受けた場合は、その内容を依頼病院等に連絡するものとする。

(3) 航空室

ア 航空室は、依頼病院等から連絡を受けた場合は、消防防災ヘリコプターの出動準備を開始するものとする。

イ 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受けた場合は、出動の可否について判断し、その結果を市町村等に連絡するとともに、関係総合振興局又は関係振興局にその旨を連絡するものとする。

ウ 航空室は、給油及び夜間等の空港使用（航空保安施設の運用等）が必要な場合は、市町村等と連絡調整を行うものとする。

（他の機関への要請等）

第3条 航空室は、市町村等からヘリコプター出動の要請を受け消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、北海道警察本部（航空隊）、札幌市（消防局）、陸上自衛隊北部方面総監部、航空自衛隊第二航空団司令部及び第一管区海上保安本部に対し、必要な情報を提供するものとする。この場合における情報提供の方法は、様式第1号によりファクシミリを使用して行うものとする。

2 航空室は、消防防災ヘリコプターが運航できない場合は、前項に規定する機関に対し、航空機の出動を要請するものとする。

（付添人の搭乗）

第4条 医師が付添人を必要と認めた場合は、原則として1名に限り搭乗させることができるものとする。この場合において、付添人は、あらかじめ様式第2号の誓約書を機長に提出するものとする。

（その他）

第5条 この要領に定めるもののほか、ヘリコプターの出動に関し必要な事項は別に定めるものとする。

附 則

この要領は、平成8年7月1日から施行する。

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

この要領は、平成22年4月1日から施行する。

9 足寄町民災害見舞金交付要綱

昭和 47 年 4 月 1 日制定

足寄町民が火災又は暴風、豪雨、豪雪、洪水、地震等の災害（以下「災害」という。）に被災し住宅の損壊若しくは、死亡負傷があったときは、この要綱に定めるところにより災害見舞金を交付する。

1 見舞金の種類

見舞金の種類は、住宅見舞金、弔慰見舞金及び傷害見舞金の 3 種類とする。

(1) 住宅見舞金

ア 交付対象 住宅見舞金は、町民が災害により専ら居住の用に供する建物で、現に居住し、生計を営んでいる住宅に被害を受けた世帯に対し、次の区分により交付する。ただし、床上浸水及び床下浸水については、10 日以内に再度被災した場合は、見舞金の 2 分の 1 の額を公布する。

被害の程度	見舞金の額	
	単身世帯	2人以上の世帯
全焼、全壊、流出、埋没	250,000 円	500,000 円
半焼、半壊、半流出、半埋没	130,000 円	250,000 円
床上浸水	100,000 円	200,000 円
床下浸水	50,000 円	50,000 円

イ 被害住宅の基準 被害住宅は居住の用に供する建物であり、現に居住し、生計を営んでいたものであっても、被害部分が土場、物置、作業所、畜舎等又は貸家である場合は含まない。

ウ 対象世帯の基準 世帯とは同一住宅において現に生計を一つにしている実際の生活単位をいう。したがって同一住宅であっても生活実態を異にする場合はそれぞれの世帯とし寮、寄宿舎等は全体をもって一世帯とする。

(2) 弔慰見舞金

ア 交付対象 弔慰見舞金は町民が災害により死亡したとき遺族に対し、死亡者 1 人につき 50,000 円交付する。

イ 遺族の範囲及び順位 遺族の範囲は、配偶者、子、父母、孫、祖父母、兄弟、姉妹及び生計を一にしていた前記以外の三親等内の親族とし、順位は遺族の範囲に掲げる順序とする。

なお、同一順位の場合は現に葬祭を行う者を先順位とする。

(3) 傷害見舞金

ア 交付対象 傷害見舞金は町民が災害により入院 10 日以上を負傷をしたとき、負傷者 1 人につき 10,000 円を支給する。

2 適用除外 災害見舞金は被災した者が災害救助法の適用、又は災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）に準じた措置を受けたときは交付しない。

3 被害状況調査及び報告

災害が発生し、その事実が確認された場合、消防署長、病院長は福祉課長（総務課経由）に通報するとともに被害状況等を調査のうえ、町長に、災害状況報告書を提出するものとする。

4 災害の認定及び見舞金の額の決定

被害状況の報告があったときは、福祉課長は必要事項を調査し、被害の程度、世帯区分に応じ、すみやかに認定し、見舞金の額を決定するものとする。

5 見舞金の交付 見舞金は資金前渡の方法によるものとし、その額が決定したときはすみやかに交付するものとする。

附 則

この要綱は、昭和 47 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（昭和 51 年 3 月 31 日）

この要綱は、昭和 51 年 4 月 1 日から実施する。

附 則（昭和 52 年 2 月 1 日）

この要綱は、昭和 52 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 15 年 10 月 20 日要綱第 21 号）

この要綱は、公布の日から施行し、平成 15 年 9 月 26 日から適用する。

附 則（平成 28 年 8 月 26 日要綱第 35 号）

この要綱は、平成 28 年 8 月 26 日から施行し、平成 28 年 8 月 17 日より適用する。

10 雌阿寒岳火山防災協議会規約

(目的)

第1条 「雌阿寒岳火山防災協議会」(以下「協議会」という。)は、「雌阿寒岳」について想定される火山現象の状況に応じた警戒避難体制の整備等に関し必要な協議を行うため、活動火山対策特別措置法第4条第1項の規定に基づき、北海道及び美幌町、津別町、足寄町、釧路市、弟子屈町、鶴居村、白糠町によって設置する。

(所掌事務)

第2条 本協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 火山活動及び火山防災対策に係る情報共有に関すること
- (2) 火山噴火時等の避難計画に関すること
- (3) 火山活動の状況に応じた入山規制や避難の対象範囲に関すること
- (4) 大規模火山災害発生時の現地合同災害対策本部の設置に関すること
- (5) 火山噴火防災訓練の実施に関すること
- (6) 火山の防災意識の向上に係る啓発活動に関すること
- (7) その他協議会が必要と認める事項

(組織)

第3条 協議会は、別表1に掲げる者で構成する。ただし、学識経験者については、協議会の設置者が協議の上、指定する。

- 2 協議会には会長を置く。
- 3 会長は、釧路市長をもって充てる。
- 4 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 5 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。
- 6 会長が雌阿寒岳の噴火災害の発生によりその職務に当たることができない場合は、北海道が代理する。

(会議)

第4条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 協議会の各構成員は、会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができる。
- 4 会議は、過半数の出席をもって成立する。
- 5 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会長の専決処分)

第5条 会長は、会議を招集する暇がないとき、その他やむを得ない事由により会議を招集することができないときは、協議会が処理すべき事務のうち、早急に決定を要する事項について専決することができる。

- 2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、速やかに各構成員に報告しなければならない。

(コアグループ会議)

第6条 協議会は、協議会の所掌事務を円滑かつ効率的に行うためコアグループ会議を置

くものとする。

- 2 コアグループ会議は、別表2に掲げる者で構成する。ただし、必要に応じて構成員以外の者を出席させることができる。
- 3 コアグループ会議には、座長を置く。
- 4 座長は、会長が指名するものとし、コアグループ会議の会務を総理する。
- 5 コアグループ会議には、必要に応じ専門部会を置くことができる。

(運営会議)

第7条 協議会には、運営会議を置くものとする。

- 2 運営会議に関しては、会長が定めるものとする。

(経費の負担)

第8条 協議会の経費の負担については、協議会の設置者が協議の上、別に定める。

- 2 協議会の経費に係る出納事務の手続きは、別に会長が定める。

(会計年度)

第9条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終了する。

(事務局)

第10条 協議会の事務は、釧路市に置いて行う。

- 2 第3条第6項の規定により北海道が会長の職務を代理する場合は、北海道において協議会の事務を行う。

(雑則)

第11条 この規約に定めのない事項は、必要に応じ会長が協議会に諮って定める。

附 則

この規約は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

この規約は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年4月1日から施行する。

別表1（第8条関係）
雌阿寒岳火山防災協議会構成員

学識経験者	学識経験者
札幌管区气象台 台長	足寄町 町長
網走地方气象台 台長	釧路市 市長
釧路地方气象台 台長	弟子屈町 町長
国土地理院北海道地方測量部 部長	鶴居村 村長
北海道開発局網走開発建設部 部長	白糠町 町長
北海道開発局帯広開発建設部 部長	美幌・津別広域事務組合 消防長
北海道開発局釧路開発建設部 部長	とちち広域消防局 消防局長
陸上自衛隊第5旅団 旅団長	釧路市消防本部 消防長
北海道森林管理局網走南部森林管理署 署長	釧路北部消防事務組合 消防長
北海道森林管理局十勝東部森林管理署 署長	(一社)美幌医師会 会長
北海道森林管理局根釧西部森林管理署 署長	(一社)十勝医師会 会長
環境省釧路自然環境事務所 所長	(一社)釧路市医師会 会長
総務省北海道総合通信局 防災対策推進室長	北海道電力(株) 北見支店長
北海道 知事	北海道電力(株) 帯広支店長
北海道オホーツク総合振興局 局長	北海道電力(株) 釧路支店長
北海道十勝総合振興局 局長	東日本電信電話(株)北海道事業部 災害対策室長
北海道釧路総合振興局 局長	東日本電信電話(株)北海道事業部釧路支店 支店長
北海道警察 本部長	北海道旅客鉄道(株)釧路支社 支社長
美幌警察署 署長	NPO法人あしよろ観光協会 理事長
本別警察署 署長	NPO法人阿寒観光協会まちづくり推進機構 理事長
釧路警察署 署長	
弟子屈警察署 署長	
美幌町 町長	
津別町 町長	

別表2（第8条関係）
コアグループ会議構成員

学識経験者	学識経験者
札幌管区气象台 火山防災情報調整官	釧路市 防災危機管理監
釧路地方气象台 防災管理官	弟子屈町 総務課長
国土地理院北海道地方測量部 防災情報管理官	鶴居村 総務課長
北海道開発局帯広開発建設部 防災対策官	白糠町 地域防災課長
北海道開発局帯広開発建設部 治水課長	とちかち広域消防局 消防課長
北海道開発局釧路開発建設部 防災対策官	釧路市消防本部 警防課長
北海道開発局釧路開発建設部 治水課長	
陸上自衛隊第5旅団 第27普通科連隊長	
北海道森林管理局十勝東部森林管理署 総括事務管理官	
北海道森林管理局根釧西部森林管理署 総括事務管理官	
環境省釧路自然環境事務所 阿寒国立公園管理事務所国立公園調整官	
総務省北海道総合通信局 防災対策推進室専門官	
北海道十勝総合振興局地域創生部 地域政策課主幹（地域行政）	
北海道十勝総合振興局帯広建設管理部 用地管理室 維持管理課長	
北海道十勝総合振興局保健環境部保健行政室 企画総務課長	
北海道釧路総合振興局地域創生部 地域政策課主幹（地域行政）	
北海道釧路総合振興局釧路建設管理部 用地管理室 維持管理課長	
北海道釧路総合振興局保健環境部保健行政室 企画総務課長	
北海道警察釧路方面本部 警備課長	
本別警察署 警備係長	
釧路警察署 警備係長	
美幌町 総務主幹	
津別町 総務課長	
足寄町 総務課長	

11 雌阿寒岳火山防災協議会運営要綱

(趣旨)

第1条 雌阿寒岳火山防災協議会（以下「協議会」という）の運営について、協議会規約に定めるもののほか、この要綱により定めるところによる。

(運営会議)

第2条 運営会議は別表1に掲げる者で構成する。

2 運営会議には、議長を置く。

3 議長は、協議会規約第10条に規定する協議会事務局の職員を充てるものとし、会長がこれを指名する。

(会議)

第3条 運営会議は、議長が招集する。

2 運営会議は、過半数の出席をもって成立する。

3 運営会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数の場合は議長が決する。

(会計監事)

第4条 協議会に会計監事を置く。

2 会計監事は、協議会の設置者である市町村の職員から選任する。

3 会計監事は、協議会の会計事務を監査する。

4 会計監事の任期は、2年とする。ただし、再任することができる。

(所掌事務)

第5条 運営会議の所掌事務は次のとおりとする。

(1) 協議会に参画する学識経験者の指定に関する事項

(2) 総会に附議すべき事項

(3) 協議会の予算及び決算に関する事項

(4) その他必要と認める事項

附 則

この要綱は、平成28年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

別表1（第2条第1項関係）

運営会議構成員

北海道オホーツク総合振興局地域創生部 地域政策課主幹（地域行政）
北海道十勝総合振興局地域創生部 地域政策課主幹（地域行政）
北海道釧路総合振興局地域創生部 地域政策課主幹（地域行政）
美幌町 総務主幹
津別町 総務課長
足寄町 総務課長
釧路市 防災危機管理監
弟子屈町 総務課長
鶴居村 総務課長
白糠町 地域防災課長

12 災害時等における北海道及び市町村相互の応援等に関する協定

北海道と各市町村の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長は、災害時等における北海道（以下「道」という。）及び市町村相互の応援、広域一時滞在等に関し、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、道内において災害対策基本法（昭和36年法律第223号）（以下「法」という。）第2条第1号に規定する災害が発生し、被災市町村のみでは災害応急対策を十分に実施できない場合において、法第67号第1項及び第68号の規定に基づく道及び市町村相互の応援、法第86条の8第1項の規定に基づく広域一時滞在その他法令に基づく被災市町村の災害応急対策（以下「応援」という。）を円滑に遂行するために必要な事項を定めるものとする。

2 全項の規定は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）が適用される事態に準用する。

（応援の種類）

第2条 応援の種類は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 災害応急対策に従事する職員の派遣
- (2) 災害応急対策に必要な車両、船艇、機械器具、資機材、物資（食料、飲料水、生活必需物資等）等の提供及びあっせん
- (3) 被災市町村に対する災害応急対策に従事する防災関係機関の活動のための施設及び場所の提供及びあっせん
- (4) 広域一時滞在等による被災住民の受入れ
- (5) 前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（地域区分）

第3条 応援等の円滑な実施を図るため、市町村を別表の総合振興局及び振興局地域に区分するものとする。

（道の役割）

第4条 道は、市町村の処理する防災に関する事務又は業務の実施を支援するとともに、市町村との連絡調整、情報交換等につき総合調整を果たすものとする。

（連絡担当部局）

第5条 道及び市町村は、必要な情報等を相互に交換することなどにより応援等の円滑な実施を図るため、予め連絡担当部局を定めるものとする。

（応援の要請の区分）

第6条 応援の要請は、被災市町村の長から知事又は他の市町村の長に対し、災害の規模等に応じて次に掲げる区分により行うものとする。

- (1) 第1要請 被災市町村の長が当該総合振興局又は振興局地域内の市町村の長に対して行う応援等の要請
- (2) 第2要請 被災市町村の長が他の総合振興局又は振興局地域の市町村の長に対して行う応援等の要請

(3) 第3要請 被災市町村の長が知事に対して行う応援等の要請

(応援の要請の手続)

第7条 被災市町村の長は、次に掲げる事項を明らかにして、前条に規定する区分に応じ、知事又は他の市町村の長に対し応援等の要請を行うものとする。

- (1) 被害の種類及び状況
- (2) 職員の職種別人員
- (3) 車両、船艇、機械器具等の種類、企画及び台数
- (4) 資機材及び物資等の品名、数量等
- (5) 受け入れを求める被災住民の人数等
- (6) 応援等に関する区域又は場所及びそれに至る経路
- (7) 応援等の期間
- (8) 前各号に定めるもののほか、応援等の実施に関し必要な事項

2 応援等の要請を受けた知事及び市町村の長は、応援等の要請に応じる場合にあってはその応援等の内容を、応援等の要請に応じることができない場合にあってはその旨を当該被災市町村の長に通報するものとする。

3 前2項に規定する応援等の要請及び応援等の可否に関する通報は、第1要請及び第2要請にあっては、原則として道を経由して行うものとする。

(応援の経費の負担)

第8条 応援等に要した経費は、応援等を受けた被災市町村において負担するものとする。

2 応援等を受けた被災市町村において前項の規定により負担する経費を支弁するいとまがない場合には、応援等を受けた被災市町村の求めにより、応援等を行った道及び市町村は、当該経費を一時繰替（国民保護に関しては「立替え」と読み替える。以下同じ。）支弁するものとする。

3 前2項の規定により難しい場合については、その都度、応援等を受けた被災市町村と応援等を行った道及び市町村が協議して定めるものとする。

(自主応援)

第9条 知事及び市町村の長は、被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めたときは、自主的に、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第7条第1項の規定による被災市町村の長からの要請があったものとみなす。

3 自主応援に要する経費の負担については、前条の規定を準用する。ただし、被災市町村の情報収集に要する経費は、応援等を行った道及び市町村において負担するものとする。

(他の協定との関係)

第10条 この協定は、道及び市町村相互において締結している北海道広域消防相互応援協定、北海道消防防災ヘリコプター応援協定その他の災害時の相互応援に係る協定を妨げるものではない。

(その他)

第 11 条 この協定に基づく応援等は、被災市町村が定める法第 4 2 条に基づく市町村地域防災計画又は武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律第 3 5 条に基づく市町村の国民の保護に関する計画に準拠して、実施するものとする。

2 この協定の施行に関し必要な事項は、別に定めるものとする。

3 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、道及び市町村が協議して定めるものとする。

附 則

この協定は、平成 27 年 3 月 31 日から施行する。

平成 20 年 6 月 10 日に締結された協定は、これを廃止する。

この協定の締結を証するため、協定書に知事、北海道市長会長及び北海道町村会長が記名押印の上、各自 1 通を保有し、北海道市長会長及び北海道町村会長は、各市町村の長に対し、その写しを交付するものとする。

平成 27 年 3 月 31 日

北海道

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道市長会

北海道市長会長 田 岡 克 介

北海道町村会

北海道町村会長 寺 島 光一郎

別表

地 域 区 分	構 成 市 町 村
空 知 総 合 振 興 局	空知総合振興局管内の市町
石 狩 振 興 局	石狩振興局管内の市町村
後 志 総 合 振 興 局	後志総合振興局管内の市町村
胆 振 総 合 振 興 局	胆振総合振興局管内の市町
日 高 振 興 局	日高振興局管内の町
渡 島 総 合 振 興 局	渡島総合振興局管内の市町
檜 山 振 興 局	檜山振興局管内の町
上 川 総 合 振 興 局	上川総合振興局管内の市町村
留 萌 振 興 局	留萌振興局管内の市町村
宗 谷 総 合 振 興 局	宗谷総合振興局管内の市町村
オホーツク総合振興局	オホーツク総合振興局管内の市町村
十 勝 総 合 振 興 局	十勝総合振興局管内の市町村
釧 路 総 合 振 興 局	釧路総合振興局管内の市町村
根 室 振 興 局	根室振興局管内の市町

13 災害時の応援に関する協定

財務省北海道財務局（以下「甲」という。）、北海道（以下「乙」という。）及び北海道内の市町村（以下「丙」）の長から協定の締結について委任を受けた北海道市長会長及び北海道町村会長（以下「丁」という。）は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号、以下「法」という。）第 74 条の 3 の規定に基づく甲の乙又は丙に対する応援（以下「応援」という。）を円滑に行うため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、北海道内で相当規模の災害が発生した場合において、甲、乙及び丙の連携により初動時の情報収集、伝達を迅速に実施するほか、甲の乙及び丙への応援による各種業務の実施により、乙又は丙における円滑かつ迅速な災害復旧事務の遂行とともに民生の安定が図られることを目的とする。

（定義）

第 2 条 この協定で、「相当規模の災害」とは、次の各号に掲げる災害をいう。

- (1) 法第 24 条第 1 項に規定する非常災害対策本部又は法第 28 条の 2 に規定する緊急災害対策本部が設置された災害
- (2) 災害救助法（昭和 22 年法律第 118 号）による救助の行われる災害
- (3) 乙に法第 23 条に規定する災害対策本部が設置された災害のうち、特に乙が必要と認めるもの

（被害情報の収集・伝達）

第 3 条 相当規模の災害が発生した場合は、甲、乙及び丙相互に連絡し、情報の収集と伝達を行うものとする。

2 甲、乙及び丙は、予め連絡体制を整備しておくものとする。

（支援の内容）

第 4 条 甲の応援により、甲が支援する業務の内容は、次の各号に掲げる事務及び作業とする。

- (1) 避難施設運営補助（支援物資運搬、避難施設巡回等）
- (2) 災害ボランティア及び支援物資等の受付事務
- (3) 有価物（現金、保険証、貴金属等の遺失物）の分別等作業
- (4) り災証明書申請受付及び発行に関する事務
- (5) り災建物判定にかかる現地調査補助
- (6) その他乙又は丙の職員の指示に基づく災害応急対策に関する事務及び作業

（応援の要請）

第 5 条 相当規模の災害が発生した場合において、乙又は丙が必要に応じ第 4 条に定める応援の要請を行う場合は、甲に対し電話連絡等、口頭により要請を行い、事後速やかに要請内容を記載した文書を提出するものとする。

2 丙からの要請については、乙を経由するものとする。

(応援の実施)

第6条 甲は、乙又は丙から第5条に基づく要請を受けたときは、甲における業務継続可能な体制を考慮した上、可能な応援を行うものとする。

(自主応援)

第7条 甲は、乙若しくは被災市町村との連絡がとれない場合又は緊急を要する場合であって必要があると認めるときは、自主的に又は乙との連携により、被災市町村の被災状況等に関する情報収集を行うとともに、当該情報に基づく応援を行うものとする。

2 自主応援については、第5条第1項の規定による要請があったものとみなす。

(費用負担)

第8条 甲の派遣に要する費用は、原則として甲が負担するものとする。

(その他)

第9条 この協定に定めのない事項に関しては、その都度、甲、乙及び丙が協議するものとする。

附 則

1 この協定は、平成26年3月28日から施行する。

2 この協定の締結を証するため、本書4通を作成し、甲、乙及び丁記名押印の上、各自1通を保有し、丁は丙に対し、その写しを交付するものとする。

平成26年3月28日

甲 財務省北海道財務局
北海道財務局長

乙 北海道
北海道知事

北海道市長会
北海道市長会長

丁
北海道町村会
北海道町村会長

14 北海道広域消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第21条の規定に基づき、北海道広域消防相互応援協定を次のとおり締結する。

（目的）

第1条 この協定は、消防組織法（昭和22年法律第226号。以下「法」という。）} 第21条の規定に基づき、北海道内の市、町及び消防の一部事務組合（以下「市町等」という。）相互の応援体制を確立し、災害が発生した場合、又は災害が発生するおそれのある場合に有効に対処することを目的とする。

（対象とする災害）

第2条 この協定の対象とする災害は、法第1条に規定する水火災又は地震等の災害で、市町等の応援を必要とするものとする。

（地域区分）

第3条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、市町等を別表に掲げる地域に区分する。

（代表消防機関の設置及び任務）

第4条 この協定による相互応援を円滑に実施するため、別表に規定する地域ごとに地域代表消防機関を置き、地域代表消防機関を総括する総括代表消防機関を置く。

2 地域代表消防機関及び総括代表消防機関の選定は、市町等の消防長の協議により行う。

3 地域代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 総括代表消防機関及び当該地域内消防本部との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 当該地域内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(3) 応援要請時における当該地域内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

4 総括代表消防機関の任務は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 北海道との連絡調整及び情報交換に関すること。

(2) 地域代表消防機関との連絡調整及び情報交換に関すること。

(3) 北海道内の応援可能な消防隊等の把握に関すること。

(4) 応援の要請時における北海道内の応援可能な消防隊等の調整に関すること。

（応援の種別）

第5条 この協定による応援の種別は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 陸上応援 消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集、伝達、広報等の活動を行う隊をいう。以下同じ。）による応援

(2) 航空応援 回転翼航空機を装備した消防吏員の一隊（以下「航空隊」という。）による応援

（応援隊等の登録）

第6条 市町等は、応援が可能な消防隊、救助隊、救急隊、支援隊及び航空隊（以下「応援隊」という。）並びに資機材をあらかじめ登録するものとする。

（応援の要請の方法）

第7条 応援の要請は災害が発生し、又は発生する恐れのある市町等（以下「要請側」という。）の長から他の市町等の長に対し、災害の規模等に応じて次の各号の区分により行う。

(1) 陸上応援要請

ア 第1要請

当該市町等が隣接の市町等に対して行う応援要請

イ 第2要請

当該市町等が構成する別表の地域内の他の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

ウ 第3要請

当該市町等が構成する別表の地域外の市町等に対して行う応援要請（第1要請を除く。）

(2) 航空応援要請

航空隊の応援を必要とする応援要請

2 陸上応援要請は、第1要請、第2要請、第3要請の順に行うものとする。ただし要請側の長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。

3 前項の陸上応援要請のうち、第2要請にあっては要請側の地域代表消防機関を、第3要請にあっては要請側の地域代表消防機関、総括代表消防機関及び応援要請された市町等の地域代表消防機関を経由して行うものとする。

（応援要請の代行）

第7条の2 地域代表消防機関を置く市町等の長は、災害の状況により応援の必要があると認めるときは、北海道知事及び総括代表消防機関を置く市町等の長と協議し、要請側の長に代わり他の市町等の長に応援の要請をすることができるものとする。

2 前項の応援の要請は、前条の規定により要請側の長が行った応援の要請とみなすものとする。

（応援隊の派遣）

第8条 前2条の規定により応援を受けた市町等（以下「応援側」という。）の長は、特別の事情がない限り、応援隊を派遣するものとする。

2 応援側の長は、応援隊を派遣するときは、要請側の長に対し、その旨を通知しなければならない。この場合において、第7条第3項の規定により経由することとされている代表消防機関を経由した応援要請にあっては、当該代表消防機関を経由して通知するものとする。

（応援隊の指揮）

第9条 応援隊の指揮は、要請側の長が行うものとする。

（応援経費の負担）

第10条 陸上応援に要する経費は、要請側の負担とする。ただし、次の各号に掲げる経費は、応援側の負担とする。

(1) 応援隊員の出動に係る旅費及び諸手当

(2) 車両及び機械器具の燃料費（現地で調達したものを除く。）

- (3) 車両及び機械器具の修理費
- (4) 消耗品の補充費（現地で調達したものを除く。）

2 航空応援に要する応援隊員の出勤に係る旅費及び諸手当、回転翼航空機の燃料費は、原則として要請側の負担とする。

3 応援側の長は、前2項の規定により要請側の負担とされる経費を要請側の長に直接請求するものとする。

（損害賠償）

第11条 応援隊の応援に伴い発生した事故の処理に要する次の各号に掲げる経費は、要請側の負担とする。ただし、応援側の重大な過失により発生した損害賠償に要する経費は、応援側の負担とする。

- (1) 土地、建物、工作物等に対する損害賠償
- (2) 一般人の死傷に伴う損害賠償

2 前項に定める要請側の負担額は、応援側が加入する保険により支払われる金額を控除した金額とする。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度市町等の長が協議して決定するものとする。

（委任）

第13条 この協定の実施に関し必要な事項は、市町等の消防長が協議して定める。

附 則

- 1 この協定は、平成3年4月1日から施行する。
- 2 本協定の成立を証するため協定書72通を作成し、記名押印のうえ市町等において各1通を保有する。

平成3年2月13日

附 則（平成6年7月25日）

この協定は、平成6年8月1日から施行する。

別表

地域	構成市町等
道東	釧路市、帯広市、根室市、網走地区消防組合、北見地区消防組合、紋別地区消防組合、遠軽地区広域組合、美幌・津別地区消防事務組合、斜里地区消防組合、西十勝消防組合、北十勝消防事務組合、東十勝消防事務組合、池北三町行政事務組合、南十勝消防事務組合、釧路北部消防事務組合、釧路東部消防組合、根室北部消防事務組合、

※ 道東以外の地域については省略

15 災害時の医療救護活動に関する協定書

災害時における救護活動の万全を期するため、十勝管内各町村{別掲(以下「甲」という。)}と社団法人十勝医師会(以下「乙」という。)とは、次のとおり協定を締結する。

(趣旨)

第1条 この協定は、十勝管内各市町村地域防災計画に基づき甲が行う医療救護活動に対する乙の協力に関し、必要な事項を定めるものとする。

(救護班の派遣)

第2条 甲は、十勝管内各町村地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要がある場合は、乙に対し救護班の編成及び派遣を要請するものとする。

2 乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合は、直ちに救護班を編成し、災害現場等の救護所等に派遣するものとする。

(災害医療救護計画の策定及び提出)

第3条 乙は、前条の規定により医療救護活動を実施するため、災害医療救護計画を策定し、それを甲に提出するものとする。

(救護班の業務)

第4条 救護班は、甲が避難所、災害現場等に設置する救護所において医療救護活動を行うことを原則とする。

2 救護班の業務は、次のとおりとする。

- (1) 傷病者に対する応急措置及び医療
- (2) 傷病者の収容医療機関への転送の要否及び転送順位の決定
- (3) 被災者の死亡の確認及び死体の検案

(救護班に対する指揮命令等)

第5条 救護班に対する指揮命令及び医療救護活動に係る連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

(医療品の補給等)

第6条 甲は、医療品及び衛生材料の補給、救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑に実施されるために必要な措置を講ずるものとする。

(収容医療機関の指定)

第7条 乙は、甲が傷病者の収容医療機関を指定しようとするときは、これに協力するものとする。

(医療費)

第8条 救護所における医療費は、無料とする。

2 収容医療機関における医療費は、原則として患者負担とする。

(費用弁償)

第9条 甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

- (1) 救護班の編成及び派遣に要する費用

- (2) 救護班が携行した医薬品を使用した場合の実費
- (3) 救護班員が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり又は死亡した場合の扶助金
- (4) 前各号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したもの。

(細目)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の実施のために必要な事項は、別に定める。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示がないときは、この協定は有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降同様とする。

この協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成3年4月1日

甲 十勝管内各町村長

乙 (社) 十勝医師会長

16 災害時の医療救護活動に関する協定書実施細則

平成3年4月1日付で締結した災害時の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）第10条に基づく細則は、次のとおりとする。

（医療救護活動の報告）

第1条 社団法人十勝医師会（以下「乙」という。）が、協定書第2条の規定により救護班を派遣したときは、医療救護活動終了後速やかに各救護班ごとの「医療救護活動報告書」（第1号様式）、「班員名簿」（第2号様式）及び「医療品等使用報告書」（第3号様式）をとりまとめ、十勝管内各町村（以下「甲」という。）に報告するものとする。

（事故報告）

第2条 乙は、協定書第2条に基づく医療救護活動において、救護班員が負傷し疾病にかかり、又は死亡したときは、「事故報告書」（第4号様式）により速やかに甲に報告するものとする。

（費用弁償等の請求）

第3条 協定書第9条第1号、第2号及び第4号に規定する費用については乙が各救護班分をとりまとめ「費用弁償請求書」（第5号様式）により甲に請求するものとする。

2 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、支給を受けようとする者が「扶助金支給申請書」（第6号様式）により甲に請求するものとする。

（費用弁償の額）

第4条 協定書第9条第1号に規定する費用弁償の額は、別表に定める額とする。

2 協定書第9条第2号に規定する実費弁償の額は、使用した医療品等に係る実費とする。

3 協定書第9条第3号に規定する扶助金については、北海道災害応急措置業務従事者の損害補償に関する条例（昭和38年北海道条例第56号）に準ずるものとする。

4 協定書第9条第4号に規定する費用弁償の額は、同条第1号、第2号及び第3号に該当しない費用であって、この協定実施のために要したものとする。

（支払い）

第5条 甲は、前2条の規定により請求を受けた場合は、関係書類を確認のうえ速やかに乙に対し支払うものとする。

別表

区分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
医 師 看 護 婦	災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）別表第2に定める額		
補助職員	看護婦の日当 1 / 2 (100円未満切捨)	一般職の道職員の行政職給料表による2級の職にある者の旅費相当額	一般職の道職員の時間外勤務手当支給の例による額

17 災害対策業務に関する協定書

足寄町（以下「甲」という。）と足寄建設業協会（災害対策特別委員会）（以下「乙」という。）とは、災害時における災害対策業務の実施に関し次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、地震及び大雨風水害等、異常な自然現象及び予期出来ない災害が発生した初期の段階において、甲からの要請により、乙が被害の拡大の防止と被害施設の早期復旧に対応することを目的とする。

（適用範囲）

第2条 業務の実施範囲は、足寄町内において発生した災害予防、応急災害復旧とする。

（事業の内容）

第3条 甲より出動の要請があったときは、乙はできる限り速やかに被災状況を把握し、応急対処をするものとする。

（契約の締結）

第4条 甲は、乙の会員と遅滞なく工事請負契約を締結するものとする。

（有効期間）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して1年間とする。ただし、協定の有効期間満了の日の30日前までに甲、乙いずれからも何ら意思表示がないときは、この協定は有効期間満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以降同様とする。

（損害の負担）

第6条 業務の実施に伴い甲、乙双方の責に帰さない理由により第三者に損害を及ぼした場合、その処置については甲、乙協議して定めるものとする。

（活動費用）

第7条 この協定に基づく応急災害復旧に要した費用については、公共事業単価で積算する。

（その他）

第8条 この協定に定めない事項、又はこの協定に疑義が生じたときは、その都度甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定の証として、本書2通を作成し甲、乙が記名捺印の上、それぞれ各1通保有するものとする。

平成27年10月13日

甲 足寄町長

乙 足寄建設業協会会長

18 災害の概要

平成 31 年 4 月 1 日現在

年 月 日	原 因	災 害 の 内 容	被害額 (千円)
昭和 36. 9. 16 ～17	第 2 室戸台風	災害地域は町内一円 農地被害	21,430
37. 8. 4 9	台風 9 号 台風 10 号	床上浸水 13 棟、床下浸水 96 棟 住家・農地・農作物・農業用施設・河川・道路・ 橋梁・林野等被害	114,167
38. 10. 1 ～ 2	集中豪雨	流失 1 棟、床上浸水 2 棟、床下浸水 40 棟 住家・農作物・道路・その他被害	19,106
39. 6. 4 ～ 5	6 月低気圧	床上浸水 6 棟、床下浸水 27 棟 住家・非住家・農地・農作物・農業用施設・河川 ・道路・橋梁・その他被害	149,234
8. 25	台風 14 号	床下浸水 15 棟 住家・農作物・農業用施設・河川・道路・橋梁・ その他被害	23,228
41. 5. 19	林野火災	旭ヶ丘の林野 365 h a	3,945
6. 29 ～30	台風 4 号	災害地域は町内一円 農作物・河川被害	50,820
43. 5. 16	「1968 年 十勝沖地震」	北海道から東北にかけての地震 (震源地エリモ岬南方 150 km、規模 M 7. 9) 文教被害	250
45. 5. 11 ～12	低気圧 集中豪雨	災害地域は町内一円 河川・道路被害	15,820
49. 7. 31	集中豪雨	災害地域は町内一円 農作物・河川・道路・橋梁被害	18,757
50. 5. 18	集中豪雨	床上浸水 5 棟、床下浸水 1 2 棟 住家・農地・農作物・農業用施設・河川・道路・ 橋梁被害	366,064
56. 4. 10 ～12	融雪	災害地域は町内一円 河川・道路被害	13,100
8. 3 ～ 6	豪雨	災害地域は町内一円 農作物被害	213,635
57. 8. 29 ～31	降雨	災害地域は町内一円 農地・農作物・農業用施設・河川・道路・橋梁被 害	366,064
58. 4. 2	融雪	災害地域は町内一円 河川・道路被害	147,400
7. 31	集中豪雨	災害地域は茂喜登牛、白糸 農地・農業用施設・その他被害	140,000

年月日	原因	災害の内容	被害額 (千円)
昭和 60. 4. 4 5日	融雪	災害地域は茂喜登牛、白糸 農地・農業用施設・河川被害	66,700
6. 15	降霜	災害地域は平和、上螺湾、芽登 農地被害	7,935
9. 1	豪雨	災害地域は上螺湾 河川被害	1,300
9. 7 ～ 8	台風13号 大雨	災害地域は茂喜登牛、白糸 農地・農業用施設被害	60,000
61. 4. 12 ～13	融雪	災害地域は白糸、稲牛、上螺湾、中足寄 農地・農業用施設・河川・橋梁被害	643,800
4.	凍土	災害地域は市街地、中矢、芽登、茂喜登牛 道路被害（異常低温による凍土）	244,300
4. 15 ～16	融雪	災害地域は茂喜登牛、上利別 農業用施設被害	103,500
9. 3 ～ 4	大雨	災害地域は芽登、中足寄他 河川・道路被害	4,170
62. 1. 14	地震	災害地域は町内一円	107
5. 3	降雨融雪	災害地域は大誉地 農業用施設被害	12,000
6. 2	林野火災	災害地域は喜登牛 林野被害	55,080
9. 26	集中豪雨	災害地域は旭ヶ丘、平和 道路被害	700
63. 4. 19	大雨	災害地域は町内一円 農地・農業用施設・河川被害	95,100
5. 12 ～13	大雨	災害地域は町内一円 農地・河川被害	4,584
7. 6	降ひょう	災害地域は螺湾本町 農作物被害	4,817
8. 26	大雨	災害地域は大誉地、床下浸水1棟 河川・道路被害	6,200
11. 24 ～25	大雨	災害地域は町内一円、床上浸水3棟、床下浸水5棟 住家・非住家・農地・農作物・農業用施設・河川 ・道路被害	2,952,173
平成 1. 6. 29	大雨	災害地域は町内一円、床上浸水1棟、床下浸水4棟 住家・農業用施設・河川・道路・林道被害	363,608

年月日	原因	災害の内容	被害額 (千円)
平成 1. 8. 28	大雨	災害地域は町内一円 農地・農作物・河川・道路被害	87,824
2. 9. 3	台風17号 大雨	災害地域は町内一円 農業用施設・河川・道路・その他被害	236,034
3. 10. 18	大雨	災害地域は白糸・稲牛 河川被害	9,800
4. 6. 6	降雨	災害地域は町道（螺湾・上足寄線） 241号から約1km地点土砂流出による通行不能	
7. 9	降ひょう	災害地域は大誉地（伏古丹地区） 農作物被害	8,170
8. 9	大雨 台風10号	災害地域は町内一円、床下浸水1棟 農作物・道路被害	19,528
9. 11	大雨 台風17号	災害地域は町内全域（芽登地区を除く）、螺湾本 町で床下浸水1棟 住家・農地・農作物・農業用施設・河川・道路・ その他被害	639,053
5. 1. 15	「平成5年（1993 年）鉏路沖地震」	震源地鉏路沖（規模M7.5） 災害地域は町内一円、人的被害1件 病院・商工業・農業施設・水道・文教被害	
8. 28	大雨 台風11号	災害地域は町内一円 道路・農業用施設被害	3,800
6. 9. 20	大雨 台風24号	災害地域は町内一円 農地・道路・文教被害	26,600
10. 4	「平成6年（1994 年）東方沖地震」	災害地域は町内一円、人的被害4件 道路・衛生・商工業・文教・社教被害	
11. 7	暴風・波浪	災害地域は町内一円 文教被害	2,500
10. 7. 9	大雨	災害地域は町内一円 農地・道路・農道・河川・林道被害	306,280
8. 28	大雨	災害地域は町内一円、床上浸水2棟、床下浸水3棟 住家・農地・農作物・河川・水道・農業用施設・ 道路・林道・その他被害	441,407
12. 4. 10 ～11	降雨	災害地域は町内一円 農地・農作物・農業用施設・河川・道路・林道	41,806
13. 8. 23	大雨 台風11号	災害地域は町内一円、床上浸水1棟、床下浸水1棟 住家・農業用施設・河川・道路・林道・文教被害	50,831
13. 9. 11	大雨 台風15号	災害地域は町内一円、床下浸水1棟 住家・農地・農作物・農業用施設・河川・道路・ 林道被害	197,928

年月日	原因	災害の内容	被害額 (千円)
15. 8. 9	大雨 台風 10 号	災害地域は町内一円、床上浸水 5 棟、床下浸水 22 棟 住家・道路・河川・林道・農業用施設・農地・農 作物・水道・文教・商工業被害	855,599
9. 26	「平成 15 年 (2003 年) 十勝沖地震」	日高・釧路・十勝・根室支庁にかけて最大震度 6 弱の地震 (震源地釧路沖、規模 M 8. 0) 余震等 (震源地十勝沖、規模 M 5. 5、震源地釧路沖、 規模 M 5. 8)	
17. 9. 7	大雨 台風 14 号	災害地域は町内一円、床上浸水 1 件 (温泉施設) 、停電 1 8 件 道路・河川・公園・その他被害	8,116
18. 4. 20 ~21	大雨	災害地域は町内一円 道路・河川・農業用施設、林道、水道被害	11,714
8. 18	大雨	災害地域は町内一円 道路・橋梁・農作物・農道・林道被害	36,394
10. 7 ~ 8	大雨	災害地域は町内一円、住家一部破損 3 棟、 停電 823 戸 住家・農作物・農業用施設・道路・公園・林道・ 林産物・病院・商業・文教・その他被害	1,336,855
21. 6. 22 ~23	大雨 強風	災害地域は町内一円 道路・農道・林道	11,150
21. 7. 28	大雨	災害地域は町内一円 道路・農道・林道	2,977
23. 9. 2 ~ 6	台風 12 号	災害地域は町内一円 農作物・道路・林道・その他被害	145,088
27. 10. 8 ~ 9	台風 23 号接近 強風	災害地域は町内一円、 住家・農業用施設・道路・林道・その他被害	20,000
28. 8. 17 ~18	台風 7 号	災害地域は町内一円、 床上浸水 35 棟、床下浸水 1 4 棟 住家・農地・農作物・河川・水道・農業用施設・ 道路・林道・その他被害	729,000
8. 19 ~23	台風 11 号 台風 9 号	災害地域は町内一円、 床上浸水 6 棟、床下浸水 9 棟 住家・農地・農作物・河川・水道・農業用施設・ 道路・林道・その他被害	
8. 29 ~31	台風 10 号	災害地域は町内一円、 内水氾濫・その他被害	
29. 4. 18	強風	災害地域はオンネトー地区 住家 (宿泊施設) 一部破損	10,000
30. 3. 8 ~ 9	大雨 融雪	災害地域は町内一円 道路・河川・商業・文教・農地・水道被害	9,180
7. 2 ~ 5	大雨	災害地域は町内一円 道路・農作物被害	20,249
9. 4 ~ 5	台風 21 号	災害地域は町内一円 農業用施設・農作物被害	20,142
9. 6	「平成 30 年 北海道胆振 東部地震」	北海道内全域にかけて最大震度 7 の地震 (震源地胆振地方中東部、規模 M 6. 7) 町内全域で停電発生 農作物・商工業・その他被害	32,489

19 消防・水防・地震防災信号等

1 消防信号（消防法第 18 条第 2 項に基づき消防法施行規則第 34 条で定める信号）

	種 別	打 鐘 信 号	サイレン信号
火 災 信 号	近火信号 消防屯所から約 800 m以内のとき	●—●—●—●—● (連点)	約3秒 (短声連点) ^ ●—●—●— v 約2秒
	出場信号 署所団出場区域内	●—●—● (3点) ●—●—●	約5秒 ^ ●—●—●— v 約6秒
	応援信号 署所団特命応援出場 のとき	●—● (2点) ●—● ●—●	
	報知信号 出場区域外の火災を 認知したとき	● ● ● ● ● (1点)	
	鎮火信号	● ● ●—● (1点と2点との斑打) ● ● ●—●	
山 林 火 災 信 号	出場信号 署所団出場区域内	●—●—● ●—● (3点と2点との斑打)	約10秒 ^ ●—●— v 約2秒
	応援信号 署所団特命応援出場のとき	同 上	同 上
火 災 警 報 信 号	火災警報発令信号	● ● ●—●—●—● ● ● ●—●—●—● (1点と4点との斑打)	約30秒 ^ ●—●— v 約6秒
	火災警報解除信号	● ● ●—● ● ● ●—● (1点2個と2点との斑打)	約10秒 約1分 ^ ^ ●—●—●—●— v 約3秒
演 習 招 集 信 号	演 習 招 集 信 号	● ● ●—●—● ● ● ●—●—● (1点と3点との斑打)	約15秒 ^ ●—●— v 約6秒
備 考	1 火災警報発令信号及び火災警報解除信号は、それぞれの1種又は2種以上を併用することができる。 2 信号継続時間は、適宜とする。 3 消防職員又は消防団員の非常招集を行うときは、近火信号を用いることができる。		

2 水防信号（水防法第20条の規定による知事が定める信号）

種 別	警 鐘 信 号	サイレン信号	備 考
警 戒 信 号	○休止 ○休止 ○休止	5秒-15秒 5秒-15秒 5秒-15秒 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止	はん濫注意水位〔警戒水位〕に達したとき及び気象官署から気象の通報を受けたとき発する信号
出動第1信号	○-○-○ ○-○-○ ○-○-○	5秒-6秒 5秒-6秒 5秒-6秒 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止	水防管理団体及び消防機関に属する者の全員出動信号
出動第2信号	○-○-○-○ ○-○-○-○ ○-○-○-○	10秒-5秒 10秒-5秒 10秒-5秒 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止	水防管理団体の区域内に居住する者の出動信号
危 険 信 号 (避難立退き)	乱 打	1分-5秒 1分-5秒 1分-5秒 ○- 休止 ○- 休止 ○- 休止	必要を認める区域内の居住者に避難のため立ち退くことを知らせる信号
備 考	1 信号は、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘信号及びサイレン信号を併用することを妨げないこと。 3 危険が去ったときは口頭伝達により周知させるものとする。		

3 地震防災信号（大規模地震対策特別措置法第20条の規定による）

警 鐘	サイレン	備 考
●-●-●-●-● (5点) ●-●-●-●-●	約45秒 ^ ●- ●- v 約15秒	1 警鐘、又はサイレンは、適宜の時間継続すること。 2 必要があれば警鐘及びサイレンを併用すること。

4 火山防災信号（法令の規定がないため自治体として規定した信号）

サイレン	備 考
約30秒 ^ ●- ●- v 約10秒	1 防災無線の警告放送に続き、サイレンを適宜の時間継続すること。 2 避難勧告・指示が発令されたときは、関係機関と連携をとり巡視、巡回するものとする。 3 危険が去ったときは、防災無線放送により関係者に周知させるものとする。

別表

区 分	日 当	旅 費	時間外勤務手当
医 師 看 護 婦	災害救助法施行細則（昭和31年北海道規則第142号）別表第2に定める額		
補助職員	看護婦の日当 1/2 (100円未満切捨)	一般職の道職員の行政職給料表による2級の職にある者の旅費相当額	一般職の道職員の時間外勤務手当支給の例による額

20 重要警戒区域（水防区域）

水系	河川名	河川番号	危険区域	延長(m)	災害要因
十勝川	利別川	570	町界（本別町）～（陸別町）	47,100	決壊氾濫
	美里別川	1730	芽登地点～芽登地点	8,500	決壊氾濫
	芽登川	1910	芽登地点～芽登地点	17,000	決壊氾濫
	イクシナ川	1950	芽登地点～芽登地点	5,400	決壊氾濫
	旭が丘川	1960	芽登地点～芽登地点	3,500	決壊氾濫
	キトウシ川	2060	喜登牛地点～茂喜登牛地点	17,500	決壊氾濫
	オンネナイ川	2070	喜登牛地点～喜登牛地点	9,100	決壊氾濫
	ヌカナン川	2250	芽登地点～芽登地点	23,000	決壊氾濫
	ヌカナン1号沢川	2270	芽登地点～芽登地点	2,500	決壊氾濫
	ホロカビリベツ川	2410	喜登牛地点～喜登牛地点	17,500	決壊氾濫
	下ホロカビリベツ川	2430	喜登牛地点～喜登牛地点	7,000	決壊氾濫
	ビリベツ1号沢川	2510	喜登牛地点～喜登牛地点	2,100	決壊氾濫
	足寄川	2840	旭町1丁目地点～上足寄地点	34,500	決壊氾濫
	稲牛川	2990	稲牛地点～稲牛地点	15,500	決壊氾濫
	螺湾川	3130	螺湾地点～上螺湾地点	32,000	決壊氾濫
	茂螺湾川	3160	上螺湾地点～上螺湾地点	9,400	決壊氾濫
	茂足寄川	3450	上足寄地点～茂足寄地点	17,200	決壊氾濫
	佐野川	3730	北3条2丁目地点～里見が丘地点	4,500	決壊氾濫
	下ワシップ川	3780	鷲府地点～茂喜登牛地点	10,400	決壊氾濫
	上ワシップ川	3860	鷲府地点～茂喜登牛地点	10,500	決壊氾濫
	塩幌川	3900	上利別地点～白糸地点	21,000	決壊氾濫
	ペンケトブシ川	4160	大誉地地点～大誉地地点	6,000	決壊氾濫
	大誉地川	4240	大誉地地点～大誉地地点	5,500	決壊氾濫
	清水沢川	3135	螺湾地点～螺湾地点	1,000	決壊氾濫
	カアカルシナイ川	2920	中足寄地点～中足寄地点	7,000	決壊氾濫
	ヌプチシオマナイ川	2860	平和地点～平和地点	6,000	決壊氾濫
白樺川	2998	稲牛地点～稲牛地点	4,000	決壊氾濫	

21 重要警戒区域（地滑り危険区域）

図番号	箇所番号	箇所名	市町村名	備考
地 001	8-2-405	螺湾沢	足寄町	
地 002	8-3-406	上螺湾	足寄町	
地 003	8-4-407	伏古丹	足寄町	
地 004	8-10-496	開北	足寄町	

22 重要警戒区域（急傾斜地崩壊危険区域）

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域（イエロゾーン）	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	備考
急 001	I-8-50-2696	足寄 茂足寄 1			
急 002	I-8-51-2697	足寄 芽登 1		○	
急 003	I-8-52-2698	足寄 芽登 2			
急 004	I-8-53-2699	足寄 西町 1		○	
急 005	I-8-54-2700	足寄 西町 2		○	
急 006	I-8-55-2701	足寄 旭町			
急 007	I-8-56-2702	足寄 西町 3		○	
急 008	I-8-57-2703	足寄 里美が丘 1		○	
急 009	I-8-58-2704	足寄 里美が丘 2			
急 010	I-8-82-3145	足寄 喜登牛			
急 011	II-8-63-2070	足寄 上利別 1			
急 012	II-8-64-2071	足寄 上足寄			
急 013	II-8-65-2072	足寄 上螺湾 1			
急 014	II-8-66-2073	足寄 上螺湾 2			
急 015	II-8-67-2074	足寄 里美が丘 3			
急 016	II-8-68-2075	足寄 西町 4			
急 017	II-8-91-2414	足寄 下愛冠 1			
急 018	II-8-92-2415	足寄 西町 5			
急 019	III-8-33-734	足寄 大誉地本町			
急 020	III-8-34-735	足寄 茂足寄 2			
急 021	III-8-35-736	足寄 上利別 2			
急 022	III-8-36-737	足寄 鷲府			
急 023	III-8-37-738	足寄 下愛冠 2			
急 024	III-8-38-739	足寄 共栄町			
急 025	III-8-54-880	足寄 稲牛			

23 重要警戒区域（土石流危険溪流）

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域（イエロゾーン）	土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）	備考
土 001	II 84-0050	黒田牧場の沢川			
土 002	II 84-0060	斉藤牧場の沢川			
土 003	II 84-0070	事務所の沢川			
土 004	I 84-0080	佐野川			
土 005	I 84-0090	西町 6 丁目の沢川			
土 006	II 84-0110	衰島牧場の沢川			
土 007	II 84-0120	上利別沢川			
土 008	II 84-0130	下塩幌の沢川			
土 009	II 84-0140	1 の沢川			
土 010	II 84-0150	南雲牧場一の沢川			
土 011	II 84-0160	南雲牧場二の沢川			

図番号	箇所番号	箇所名	土砂災害警戒区域(イエローゾーン)	土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン)	備考
土 012	Ⅱ 84-0170	前田牧場の沢川			
土 013	Ⅱ 84-0180	三の沢川			
土 014	Ⅱ 84-0190	上利別二の沢川			
土 015	I 84-0200	上大誉地川		○	
土 016	Ⅱ 84-0330	西一線沢川			
土 017	I 84-0340	団地 1 の沢川		○	
土 018	I 84-0350	団地 2 の沢川	○		
土 019	Ⅱ 84-0360	中足寄の沢川			
土 020	Ⅱ 84-0370	萩原の沢川			
土 021	I 84-0380	郵便局の沢川		○	
土 022	I 84-0390	上足寄本町の沢川			
土 023	Ⅱ 84-0400	宮城の沢川			
土 024	Ⅱ 84-0410	宮城川			
土 025	Ⅱ 84-0420	愛徳橋の沢川			
土 026	Ⅱ 84-0430	茂足寄川三の沢川			
土 027	Ⅱ 84-0440	阿部牧場の沢川			
土 028	Ⅱ 84-0450	高島の沢川			
土 029	Ⅱ 84-0460	稲牛沢川			
土 030	Ⅱ 84-0470	拓進の沢左股川			
土 031	Ⅱ 84-0480	拓進の沢右股川			
土 032	Ⅱ 84-0490	菅野牧場の沢川			
土 033	Ⅱ 84-0500	上稲牛沢川			
土 034	Ⅱ 84-0520	ルウチシナイ 1 の沢川			
土 035	Ⅱ 84-0530	共栄二の沢川			
土 036	準 84-002	足寄発電所 4 の沢川			
土 037	準 84-003	下愛冠の沢川			
土 038	準 84-004	下愛冠四丁目の沢川			
土 039	準 84-005	新町 1 の沢川			
土 040	準 84-006	新町二の沢川			
土 041	準 84-007	共栄三の沢川			
土	I 84-0100	シモアイカップ川	○		

24 重要警戒区域（山腹崩壊危険地区）

市町村名	字名	危険地区名	危険地区図面名	備考
足寄郡足寄町	螺湾	足寄町-山-001	山-1	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-山-002	山-2	
足寄郡足寄町	茂喜登牛	足寄町-山-003	山-3	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-山-004	山-4	
足寄郡足寄町	上利別	足寄町-山-005	山-5	
足寄郡足寄町	旭町	足寄町-山-006	山-6	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-山-007	山-7	
足寄郡足寄町	宇下愛冠	足寄町-山-008	山-8	
足寄郡足寄町	共栄町	足寄町-山-009	山-9	

25 重要警戒区域（崩壊土砂流出危険地区）

市町村名	字名	危険地区名	危険地区図面名	備考
足寄郡足寄町	上螺湾	足寄町-崩-001	崩-1	
足寄郡足寄町	ラワン	足寄町-崩-002	崩-2	
足寄郡足寄町	螺湾本町	足寄町-崩-003	崩-3	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-004	崩-4	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-005	崩-5	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-006	崩-6	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-007	崩-7	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-008	崩-8	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-009	崩-9	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-010	崩-10	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-011	崩-11	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-012	崩-12	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-013	崩-13	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-014	崩-14	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-015	崩-15	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-016	崩-16	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-017	崩-17	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-018	崩-18	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-019	崩-19	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-020	崩-20	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-021	崩-21	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-022	崩-22	
足寄郡足寄町	大誉地	足寄町-崩-023	崩-23	
足寄郡足寄町	上斗伏	足寄町-崩-024	崩-24	
足寄郡足寄町	中足寄	足寄町-崩-025	崩-25	
足寄郡足寄町	新町	足寄町-崩-026	崩-26	
足寄郡足寄町	共栄町	足寄町-崩-027	崩-27	
足寄郡足寄町	共栄町	足寄町-崩-028	崩-28	
足寄郡足寄町	里見が丘	足寄町-崩-029	崩-29	
足寄郡足寄町	足寄太	足寄町-崩-030	崩-30	
足寄郡足寄町	愛冠	足寄町-崩-031	崩-31	
足寄郡足寄町	喜登牛	足寄町-崩-032	崩-32	
足寄郡足寄町	喜登牛	足寄町-崩-033	崩-33	
足寄郡足寄町	芽登	足寄町-崩-034	崩-34	
足寄郡足寄町	鷲府	足寄町-崩-035	崩-35	
足寄郡足寄町	下愛冠	足寄町-崩-036	崩-36	
足寄郡足寄町	共栄町	足寄町-崩-037	崩-37	
足寄郡足寄町	茂喜登牛	足寄町-崩-038	崩-38	
足寄郡足寄町	稲牛	足寄町-崩-039	崩-39	
足寄郡足寄町	下愛冠	足寄町-崩-040	崩-40	
足寄郡足寄町	里見が丘	足寄町-崩-041	崩-41	
足寄郡足寄町	下愛冠	足寄町-崩-042	崩-42	
足寄郡足寄町	上利別	足寄町-崩-043	崩-43	
足寄郡足寄町	鷲府	足寄町-崩-044	崩-44	
足寄郡足寄町	ラワン	足寄町-崩-045	崩-45	
足寄郡足寄町	愛冠	足寄町-崩-046	崩-46	
足寄郡足寄町	旭町	足寄町-崩-047	崩-47	
足寄郡足寄町	芽登	足寄町-崩-048	崩-48	
足寄郡足寄町	螺湾本町	足寄町-崩-049	崩-49	

26 指定緊急避難場所、指定避難所

【地震災害時】

自治会名	指定緊急避難場所	指定避難所
南3条	老人憩の家駐車場	あしよろ銀河ホール21
南4条	南区コミュニティセンター広場	足寄小学校
南5条	南区コミュニティセンター広場	南区コミュニティセンター
南6条	足寄小学校校庭	足寄小学校
南6条仲町	足寄小学校校庭	足寄小学校
南6条緑町	利別川公園	町民センター
南6区	足寄中学校校庭	足寄中学校体育館
南7条	足寄小学校校庭	足寄小学校
南7条4丁目	足寄小学校校庭	足寄小学校
栄町第1	足寄小学校校庭	足寄小学校
栄町第2	栄町公園	緑栄コミュニティセンター
南1条1丁目	あしよろ銀河ホール21 駐車場	あしよろ銀河ホール21
中央2区	あしよろ銀河ホール21 駐車場	あしよろ銀河ホール21
中央3区	あしよろ銀河ホール21 駐車場	あしよろ銀河ホール21
中央4区	中央公園	町民センター
中島1区	足寄小学校校庭	足寄小学校
中島2区	中島通公園	中島コミュニティセンター
東1区	町民センター広場	町民センター
東2区	町民センター広場	町民センター
東3区	足寄ウエタスキウィン公園	町民センター
北1区	あしよろ銀河ホール21 駐車場	あしよろ銀河ホール21
北2区	あしよろ銀河ホール21 駐車場	あしよろ銀河ホール21
北3条	子どもセンター広場	子どもセンター
北5条	子どもセンター広場	子どもセンター
北6条	足寄橋公園	子どもセンター
神社	足寄神社社務所広場	総合体育館
西町4丁目	あしよろ銀河ホール21 駐車場	あしよろ銀河ホール21
西町5丁目	つくし公園	あしよろ銀河ホール21
西町6丁目	あしよろ銀河ホール21 駐車場	あしよろ銀河ホール21
西町7丁目	子どもセンター広場	子どもセンター
西町7丁目1	子どもセンター広場	子どもセンター
西町8丁目第1	山手通公園	子どもセンター
西町8丁目第2	山手通公園	子どもセンター
美盛	美盛会館広場	特養・デイサービスセンター
常盤	北海道立青少年体験支援施設ネイバル 足寄広場	特養・デイサービスセンター
旭町1丁目	生涯学習館広場	生涯学習館
旭町2丁目	生涯学習館広場	生涯学習館
旭町3・4丁目	生涯学習館広場	生涯学習館
足寄	生涯学習館広場	生涯学習館
下愛冠1・3・4丁目	北星公園	下愛冠コミュニティセンター
下愛冠2丁目	北星公園	下愛冠コミュニティセンター
郊南1丁目	郊南コミュニティセンター広場	郊南コミュニティセンター
下足寄太	下足寄太会館広場	下足寄太会館
川向	下水道終末処理施設広場	下水道終末処理施設
平和	平和生活改善センター広場	平和生活改善センター
ほほえみ	ケアハウス銀河の里あしよろ広場	ケアハウス銀河の里あしよろ
中足寄	中足寄集落センター広場	中足寄集落センター
稲牛	稲牛集落センター広場	稲牛集落センター
奥足寄	らわん蒔の里広場	らわん蒔の里
螺湾本町	らわん蒔の里広場	らわん蒔の里
螺湾高台	らわん蒔の里広場	らわん蒔の里

自治会名	指定緊急避難場所	指定避難所
上螺湾	上螺湾集会所広場	上螺湾集会所
美里別	上足寄集落センター広場	上足寄集落センター
宮城	上足寄集落センター広場	上足寄集落センター
茨城	上足寄集落センター広場	上足寄集落センター
茂足寄	茂足寄集落センター広場	茂足寄集落センター
下鷲府	鷲府集会所広場	鷲府集会所
上鷲府	上鷲府会館広場	上鷲府会館
愛冠	相和生活改善センター広場	相和生活改善センター
西一線	相和生活改善センター広場	相和生活改善センター
静原	白糸集落センター広場	白糸集落センター
泉	白糸集落センター広場	白糸集落センター
滝の上	白糸集落センター広場	白糸集落センター
白糸	白糸集落センター広場	白糸集落センター
清水	白糸集落センター広場	白糸集落センター
高嶺	白糸集落センター広場	白糸集落センター
上利別	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
庄内	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
上塩幌	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
塩幌	塩幌会館広場	塩幌会館
斗伏	大誉地小学校校庭	大誉地集落センター
大誉地	大誉地小学校校庭	大誉地集落センター
中大誉地	大誉地小学校校庭	大誉地集落センター
伏古丹	大誉地小学校校庭	大誉地集落センター
上大誉地	上大誉地集落センター広場	上大誉地集落センター
花輪	紅葉橋地区多目的集会施設広場	紅葉橋地区多目的集会施設
紅葉橋	紅葉橋地区多目的集会施設広場	紅葉橋地区多目的集会施設
中矢	中矢会館広場	中矢会館
芽登本町	芽登生活改善センター広場	芽登生活改善センター
末広	芽登生活改善センター広場	芽登生活改善センター
上芽登	上芽登集落センター広場	上芽登集落センター
旭ヶ丘	上芽登集落センター広場	上芽登集落センター
喜登牛	喜登牛集落センター広場	喜登牛集落センター
五十鈴	茂喜登牛集落センター広場	茂喜登牛集落センター
向栄	茂喜登牛集落センター広場	茂喜登牛集落センター
礎	茂喜登牛集落センター広場	茂喜登牛集落センター
植坂	茂喜登牛集落センター広場	茂喜登牛集落センター
柏倉	柏倉集落センター広場	柏倉集落センター

【水害時】

自治会名	指定緊急避難場所	指定避難所
南3条	老人憩の家駐車場	足寄小学校
南4条	南区コミュニティセンター広場	足寄小学校
南5条	南区コミュニティセンター広場	足寄小学校
南6条	足寄小学校校庭	足寄小学校
南6条仲町	足寄小学校校庭	足寄小学校
南6条緑町	足寄小学校校庭	足寄小学校
南6区	足寄中学校校庭	足寄中学校体育館
南7条	足寄中学校校庭	足寄中学校体育館
南7条4丁目	足寄中学校校庭	足寄中学校体育館
栄町第1	足寄小学校校庭	足寄小学校
栄町第2	足寄小学校校庭	足寄小学校
南1条1丁目	あしよる銀河ホール21駐車場	総合体育館
中央2区	あしよる銀河ホール21駐車場	総合体育館
中央3区	あしよる銀河ホール21駐車場	総合体育館
中央4区	あしよる銀河ホール21駐車場	総合体育館

自治会名	指定緊急避難場所	指定避難所
中島1区	足寄小学校校庭	足寄小学校
中島2区	足寄小学校校庭	足寄小学校
東1区	あしよろ銀河ホール21駐車場	総合体育館
東2区	あしよろ銀河ホール21駐車場	総合体育館
東3区	あしよろ銀河ホール21駐車場	総合体育館
北1区	あしよろ銀河ホール21駐車場	足寄小学校
北2区	あしよろ銀河ホール21駐車場	足寄小学校
北3条	あしよろ銀河ホール21駐車場	足寄小学校
北5条	あしよろ銀河ホール21駐車場	足寄小学校
北6条	あしよろ銀河ホール21駐車場	足寄小学校
神社	足寄神社社務所広場	総合体育館
西町4丁目	あしよろ銀河ホール21駐車場	総合体育館
西町5丁目	つくし公園	総合体育館
西町6丁目	あしよろ銀河ホール21駐車場	総合体育館
西町7丁目	山手通公園	総合体育館
西町7丁目1	山手通公園	総合体育館
西町8丁目第1	山手通公園	総合体育館
西町8丁目第2	山手通公園	総合体育館
美盛	美盛会館広場	総合体育館
常盤	北海道立青少年体験支援施設ネイパル 足寄広場	総合体育館
旭町1丁目	旭町母と子の家広場	旭町母と子の家
旭町2丁目	旭町母と子の家広場	旭町母と子の家
旭町3・4丁目	旭町母と子の家広場	旭町母と子の家
足寄	旭町母と子の家広場	旭町母と子の家
下愛冠1・3・4丁目	北星公園	足寄小学校
下愛冠2丁目	北星公園	足寄小学校
郊南1丁目	動物化石博物館駐車場	動物化石博物館
下足寄太	下足寄太会館広場	下足寄太会館
川向	動物化石博物館駐車場	動物化石博物館
平和	平和生活改善センター広場	平和生活改善センター
ほほえみ	ケアハウス銀河の里あしよろ広場	ケアハウス銀河の里あしよろ
中足寄	中足寄集落センター広場	中足寄集落センター
稲牛	稲牛集落センター広場	稲牛集落センター
奥足寄	らわん蔭の里広場	らわん蔭の里
螺湾本町	らわん蔭の里広場	らわん蔭の里
螺湾高台	らわん蔭の里広場	らわん蔭の里
上螺湾	上螺湾集会所広場	上螺湾集会所
美里別	上足寄集落センター広場	上足寄集落センター
宮城	上足寄集落センター広場	上足寄集落センター
茨城	上足寄集落センター広場	上足寄集落センター
茂足寄	茂足寄集落センター広場	茂足寄集落センター
下鷺府	鷺府集会所広場	鷺府集会所
上鷺府	上鷺府会館広場	上鷺府会館
愛冠	相和生活改善センター広場	相和生活改善センター
西一線	相和生活改善センター広場	相和生活改善センター
静原	白糸集落センター広場	白糸集落センター
泉	白糸集落センター広場	白糸集落センター
滝の上	白糸集落センター広場	白糸集落センター
白糸	白糸集落センター広場	白糸集落センター
清水	白糸集落センター広場	白糸集落センター
高嶺	白糸集落センター広場	白糸集落センター
上利別	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
庄内	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
上塩幌	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
塩幌	塩幌会館広場	塩幌会館

自治会名	指定緊急避難場所	指定避難所
斗伏	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
大誉地	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
中大誉地	中大誉地会館広場	中大誉地会館
伏古丹	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
上大誉地	上大誉地集落センター広場	上大誉地集落センター
花輪	—	—
紅葉橋	紅葉橋地区多目的集会施設広場	紅葉橋地区多目的集会施設
中矢	—	—
芽登本町	芽登生活改善センター広場	芽登生活改善センター
末広	—	—
上芽登	上芽登集落センター広場	上芽登集落センター
旭ヶ丘	上芽登集落センター広場	上芽登集落センター
喜登牛	喜登牛集落センター広場	喜登牛集落センター
五十鈴	—	—
向栄	—	—
礎	—	—
植坂	—	—
柏倉	柏倉集落センター広場	柏倉集落センター
		子どもセンター

【土砂災害時】

自治会名	指定緊急避難場所	指定避難所
南3条	—	—
南4条	—	—
南5条	—	—
南6条	—	—
南6条仲町	—	—
南6条緑町	—	—
南6区	足寄中学校校庭	足寄中学校体育館
南7条	—	—
南7条4丁目	—	—
栄町第1	—	—
栄町第2	—	—
南1条1丁目	—	—
中央2区	—	—
中央3区	—	—
中央4区	—	—
中島1区	—	—
中島2区	—	—
東1区	—	—
東2区	—	—
東3区	—	—
北1区	—	—
北2区	—	—
北3条	あしよろ銀河ホール21駐車場	足寄小学校
北5条	—	—
北6条	—	—
神社	足寄神社社務所広場	総合体育館
西町4丁目	あしよろ銀河ホール21駐車場	総合体育館
西町5丁目	—	—
西町6丁目	あしよろ銀河ホール21駐車場	総合体育館
西町7丁目	山手通公園	総合体育館
西町7丁目1	山手通公園	総合体育館
西町8丁目第1	山手通公園	総合体育館
西町8丁目第2	—	—

自治会名	指定緊急避難場所	指定避難所
美盛	美盛会館広場	総合体育館
常盤	—	—
旭町1丁目	—	—
旭町2丁目	—	—
旭町3・4丁目	旭町母と子の家広場	旭町母と子の家
足寄	旭町母と子の家広場	旭町母と子の家
下愛冠1・3・4丁目	北星公園	足寄小学校
下愛冠2丁目	—	—
郊南1丁目	動物化石博物館駐車場	動物化石博物館
下足寄太	下足寄太会館広場	下足寄太会館
川向	動物化石博物館駐車場	動物化石博物館
平和	平和生活改善センター広場	平和生活改善センター
ほほえみ	ケアハウス銀河の里あしよろ広場	ケアハウス銀河の里あしよろ
中足寄	中足寄集落センター広場	中足寄集落センター
稲牛	稲牛集落センター広場	稲牛集落センター
奥足寄	らわん蔭の里広場	らわん蔭の里
螺湾本町	—	—
螺湾高台	—	—
上螺湾	上螺湾集会所広場	上螺湾集会所
美里別	—	—
宮城	上足寄集落センター広場	上足寄集落センター
茨城	上足寄集落センター広場	上足寄集落センター
茂足寄	茂足寄集落センター広場	茂足寄集落センター
下鷲府	鷲府集会所広場	鷲府集会所
上鷲府	上鷲府会館広場	上鷲府会館
愛冠	—	—
西一線	相和生活改善センター広場	相和生活改善センター
静原	白糸集落センター広場	白糸集落センター
泉	白糸集落センター広場	白糸集落センター
滝の上	白糸集落センター広場	白糸集落センター
白糸	白糸集落センター広場	白糸集落センター
清水	白糸集落センター広場	白糸集落センター
高嶺	—	—
上利別	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
庄内	—	—
上塩幌	—	—
塩幌	塩幌会館広場	塩幌会館
斗伏	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
大誉地	上利別基幹集落センター広場	上利別基幹集落センター
中大誉地	—	—
伏古丹	—	—
上大誉地	—	—
花輪	—	—
紅葉橋	—	—
中矢	—	—
芽登本町	—	—
末広	—	—
上芽登	—	—
旭ヶ丘	—	—
喜登牛	喜登牛集落センター広場	喜登牛集落センター
五十鈴	—	—
向栄	—	—
礎	—	—
植坂	—	—
柏倉	柏倉集落センター広場	柏倉集落センター
		子どもセンター

27 避難所等（事情により地域の指定避難所へ避難することが困難な住民の避難所）

3 事情により地域の指定避難所へ避難することが困難な住民の避難所

(1) 障がいにより地域の指定避難所へ避難することが困難な住民の避難所

施設名	住所	電話番号
地域共同作業所	北2条4丁目76番地	25-3504

(2) 生命維持のために電力が必要な住民の避難所

施設名	住所	電話番号
足寄町役場	北1条4丁目48番地1	25-2141

(3) 介護が必要な住民や高齢者の避難所

施設名	住所	電話番号
老人憩の家	南3条3丁目2番地	25-3630
旭町ふれあいプラザ	旭町1丁目38番地	25-5559
螺湾寿の家	螺湾本町18番地	29-7070
上利別寿の家	上利別本町65番地	29-8110
大誉地寿の家	大誉地本町14番地5	28-2025
芽登寿の家	芽登本町245番地	26-2329

28 ヘリコプター離着陸可能地点

平成 29 年 4 月 1 日現在

地点名 (緯度・経度)	面積	主要建物からの方向・距離
① 旧足寄ヘリポート (北緯 43° 14' 16"、東経 143° 30' 27")	約 1.6 ha	足寄町役場から西南西に約 4.0 km
② 陸上競技場 (北緯 43° 14' 13"、東経 143° 32' 47")	約 2.1 ha	足寄町役場から南西に約 1.0 km
③ 自由広場 (北緯 43° 14' 14"、東経 143° 32' 48")	約 1.2 ha	足寄町役場から南西に約 0.9 km
④ 足寄小学校校庭 (北緯 43° 14' 06"、東経 143° 33' 10")	約 0.7 ha	足寄小学校校舎隣接
⑤ 足寄中学校校庭 (北緯 43° 13' 52"、東経 143° 32' 47")	約 2.2 ha	足寄中学校校舎隣接
⑥ 生涯学習館広場 (北緯 43° 14' 17"、東経 143° 33' 42")	約 1.1 ha	足寄町役場から南西に約 0.5 km
⑦ 大誉地小学校校庭 (北緯 43° 23' 19"、東経 143° 40' 42")	約 0.6 ha	大誉地小学校校舎隣接

29 災害時優先電話

平成 29 年 4 月 1 日現在

電話番号	部 署 名	設置場所	区分
0156-25-6217	足寄町役場（総務課企画財政室）	北 1 条 4 丁目 4 8 - 1	災害救助機関
0156-25-2488	足寄町役場（代表 F A X）	北 1 条 4 丁目 4 8 - 1	災害救助機関
0156-25-2064	足寄町役場（建設課上下水道室）	北 1 条 4 丁目 4 8 - 1	災害救助機関
0156-25-3188	足寄町民センター	南 1 条 5 丁目 3	災害救助機関
0156-25-3189	足寄町民センター	南 1 条 5 丁目 3	災害救助機関
0156-25-2157	足寄町国民健康保険病院	南 2 条 3 丁目 1	災害救助機関
0156-25-2158	足寄町国民健康保険病院（F A X）	南 2 条 3 丁目 1	災害救助機関
0156-25-5328	足寄町国民健康保険病院公宅	南 4 条 3 丁目 1 1	災害救助機関
0156-25-3355	足寄町立特別養護老人ホーム	西町 9 丁目 2 - 3 1	災害救助機関
0156-25-2574	足寄町認定こども園どんぐり	北 3 条 1 丁目 5	災害救助機関
0156-25-4415	子育て支援センター	北 3 条 1 丁目 5	災害救助機関
0156-25-5559	旭町ふれあいプラザ	旭町 1 丁目 3 8	災害救助機関
0156-25-4400	生涯学習館	旭町 1 丁目 3 8	避難場所・学校等
0156-26-2101	芽登生活改善センター	芽登本町	避難場所・学校等
0156-25-4749	足寄町温水プール	里見が丘 9 - 3	避難場所・学校等
0156-25-2679	足寄中学校	里見が丘 4 - 4	避難場所・学校等
0156-25-2114	足寄小学校	南 6 条 3 丁目 1	避難場所・学校等
0156-26-2102	芽登小学校	芽登本町 1 9 6	避難場所・学校等
0156-28-2232	大誉地小学校	大誉地本町 2 - 5	避難場所・学校等
0156-29-7122	螺湾小学校	螺湾本町 6 5 - 5	避難場所・学校等
0156-25-2573	足寄町給食センター	里見が丘 4 - 4	災害救助機関
0156-25-5420	車両センター	旭町 5 丁目 6 3	災害救助機関
0156-29-8320	水道施設（営農用水道滅菌施設）	鷺府	水道施設

30 浸水想定区域内要配慮者等施設リスト

施設名	住所	電話番号	FAX 番号	対象河川	浸水レベル	備考
螺湾寿の家	螺湾本町 18	29-7070		足寄川	5~10m	
螺湾老人健康増進センター	螺湾本町 17-1	29-7249		足寄川	5~10m	
旭町ふれあいプラザ	旭町 1 丁目 38	25-5559		足寄川、利別川	5~10m	
共生型自立支援ハウスぼのぼの	旭町 2 丁目 27-1	25-6000	25-6000	足寄川、利別川	5~10m	
デイホームひなたぼっこ	旭町 1 丁目 38	25-6000	25-6000	足寄川、利別川	5~10m	
生活サポートてのひら	旭町 1 丁目 38	25-6000	25-6000	足寄川、利別川	5~10m	
グループホームうらら花	旭町 1 丁目 38	25-6000		足寄川、利別川	5~10m	
大誉地寿の家	大誉地本町 14-5	28-2025		利別川	3~5m	
足寄町国民健康保険病院	南 2 条 3 丁目 1	25-2155	25-2158	利別川	3~5m	
ホームケアクリニックあづま	南 5 条 3 丁目 1	25-5050	25-5450	利別川	0.5~3m	
地域共同作業所 ふれあいホーム	北 2 条 4 丁目 76	25-3504	25-6355	利別川	0.5~3m	
高齢者等複合施設 むすびれっじ	北 2 条 4 丁目 41	28-0177	25-3366	利別川	3~5m	
足寄小学校	南 6 条 3 丁目 1	25-2114	25-4904	利別川	0.5~3m	
螺湾小学校	螺湾本町 65-5	29-7122	29-7409	足寄川	3~5m	
大誉地小学校	大誉地本町 2-5	28-2232	28-2137	利別川	3~5m	

※各施設に対する水位等の伝達については、電話連絡により行うものとする。

31 土砂災害危険箇所内要配慮者等施設リスト

施設名	住所	電話番号	FAX 番号	種別	溪流名	備考
足寄町特別養護老人ホーム	西町 9 丁目 2-31	25-3355	25-3723	土石流	シモアイカップ川	
足寄町デイサービスセンター	西町 9 丁目 2-31	25-3475		土石流	シモアイカップ川	
ケアハウス銀河の里あしよる	新町 2 丁目 10	25-9888		土石流	新町 1 の沢川	

※各施設に対する情報等の伝達については、電話連絡により行うものとする。

32 応急金融の概要

(平成 30 年 3 月 1 日現在)

融資の名称	内容・資格・条件等						
生活福祉資金	総合支援資金	資金の種類	内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
		生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	(単身世帯) 月額150,000円以内 (複数世帯) 月額200,000円以内	最終貸付日から 6か月以内	10年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
		住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	400,000円以内	6か月以内 (生活支援費併せ貸しの場合 は、生活支援費の最終貸付日から 6か月以内)		
	一時生活再建費	生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である費用	600,000円以内				
	福祉資金	福祉費	日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要な費用（具体的な用途は別表参照）	5,800,000円以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	6か月以内	20年以内 (ただし、用途目的に応じて別表を参照)	無利子 (連帯保証人が設定できない場合：1.5%)
		緊急小口資金	緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用	100,000円以内	2か月以内	12か月以内	無利子
	教育支援資金	就学支度費	高等学校等の入学に際し必要な経費	500,000円以内	卒業後 6か月以内	20年以内 (貸付額に期間の上限あり)	無利子
		教育支援費	高等学校等に就学するのに必要な経費	(高等学校) 月額35,000円以内			
				(高等専門学校) 月額60,000円以内			
				(短期大学) 月額60,000円以内			
	(大学) 月額65,000円以内						

融資の名称		内容・資格・条件等				
不動産担保型生活資金	資金の種類	内容	貸付限度（円）	据置期間	償還期間	利子
	不動産担保型生活資金	低所得の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 月額300,000円以内	契約終了後3か月以内	据置期間終了時	年3%、又は長期プライムレートのうちいずれか低い利率
要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者に対し、一定の不動産を担保に生活費を貸付	(土地評価額の7割) 保護の実施機関が定めた貸付基本額の範囲内				
<p>※総合支援資金又は福祉資金を貸し付ける場合には、当該災害の状況に応じ、上表の規定にかかわらず、据え置き期間を貸付けの日から2年以内とすることができる。</p>						
生活福祉資金	〈福祉資金福祉費別表〉					
	用途目的	呼称	貸付限度目安	償還期間	利子	
	生業を営むために必要な経費	生業経費	4,600,000円	20年以内	無利子 (連帯保証人が設定できない場合:1.5%)	
	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能習得関係経費	技能習得期間 ・6か月以内 1,300,000円 ・1年以内 2,200,000円 ・2年以内 4,000,000円 ・3年以内 5,800,000円	8年以内		
	住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費	住宅経費	2,500,000円	7年以内		
	福祉用具等の購入に必要な経費	福祉用具経費	1,700,000円	8年以内		
	障がい者用自動車の購入に必要な経費	障害者自動車経費	2,500,000円	8年以内		
	中国残留邦人等に係る国民年金保険料の追納に必要な経費	中国年金追納経費	5,136,000円	10年以内		
	負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費	療養関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内		
	介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	介護関係経費	1,700,000円 特に必要と認められる場合 2,300,000円	5年以内		
	災害を受けたことにより臨時に必要な経費	災害経費	1,500,000円	7年以内		
	冠婚葬祭に必要な経費	冠婚葬祭経費	500,000円	3年以内		
	住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費	移転設備経費	500,000円	3年以内		
就職、技能習得等の支度に必要な経費	支度関係経費	500,000円	3年以内			
その他日常生活上一時的に必要な経費	その他の経費	500,000円	3年以内			

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等		貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率
	事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	事業（例えば洋裁、軽飲食、文具販売、菓子小売業等、母子・父子福祉団体においては政令で定める事業）を開始するのに必要な設備、什器、機械等の購入資金	2,830,000 団体 4,260,000		1年	7年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子福祉団体 寡婦	現在営んでいる事業（母子・父子福祉団体については政令で定める事業）を継続するために必要な商品、材料等を購入する運転資金	1,420,000 団体 1,420,000		6か月	7年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	就学資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	高校、専修学校（高等課程） 高等専門学校 短大、専修大学（専門課程） 大学 専修学校（一般課程）	高等課程 公立（自宅）27,000 （自宅外）34,500 私立（自宅）45,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 （1,2,3年） 公立（自宅）31,500 （自宅外）33,750 私立（自宅）48,000 （自宅外）52,500 高等専門学校 （4,5年） 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 短大、専修大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）79,500 （自宅外）90,000 大学 公立（自宅）67,500 （自宅外）76,500 私立（自宅）81,000 （自宅外）96,000 専修学校（一般課程） 48,000	就学期間中	当該学校卒業後6か月	20年以内 専修学校（一般課程）は5年以内	無利子 ※親に貸し付ける場合、児童を連帯借受人とする。 児童に貸し付ける場合、親等を連帯保証人とする。
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	自ら事業を開始し、又は会社等に就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金（例 洋裁、タイプ、栄養士等）	月額 68,000 （特1回 816,000） 運転免許 460,000	知識、技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	20年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%	

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等	貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率	
	修業資金	母子家庭の母が扶養する児童 父子家庭の父が扶養する児童 父母のいない児童 寡婦が扶養する子	事業を開始し、又は就職するために必要な知識、技能を習得するために必要な資金	月額 68,000 (特 1回 460,000) 注：修業施設で知識、技能習得中の児童が18歳に達したことにより児童扶養手当等の給付を受けることができなくなった場合、上記額に児童扶養手当額を加算	知識、技能を習得する期間中5年を超えない範囲内	知識技能習得後1年	6年以内	修学資金と同様
	就職支度資金	母子家庭の母又は児童 父子家庭の父又は児童 父母のいない子 寡婦	就職するために直接必要な衣服、履物及び通勤用自動車等を購入する資金	100,000 (特別 330,000)		1年	6年以内	親に係る貸付の場合 保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0% 児童に係る貸付の場合 修学資金と同じ
医療介護資金	母子家庭の母又は児童（介護の場合は児童を除く。） 父子家庭の父又は児童（介護の場合は児童を除く。） 寡婦	医療又は介護（当該利用を受ける機関が1年以内の場合に限る。）を受けるために必要な資金	医療 340,000 (特 1回 480,000) 介護 500,000		6か月	5年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%	

融資の名称	内容・資格・条件等							
母子父子寡婦福祉資金	資金の種類	貸付対象等	貸付限度額 (円)	貸付を受ける期間	据置期間	償還期間	利率	
	生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	知識技能を習得している間の生活費補給資金	月額 (一般) 103,000 (技能) 141,000	知識技能を習得する期間中5年以内	知識技能習得後6か月	20年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
			医療若しくは介護を受けている間の生活補給資金		医療又は介護を受けている期間中1年以内	医療又は介護終了後6か月	5年以内	
			母子家庭又は父子家庭になって間もない(7年未満)者の生活を安定・継続する間に必要な生活補給資金		240万円を限度	貸付期間満了後6か月	8年以内	
			失業中の生活を安定・継続するのに必要な生活補給資金		離職した日の翌日から1年以内	離職した日の翌日から1年以内	5年以内	
	住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を補修し、保全し、改築し、増築し、建築し、又は購入するのに必要な資金	1,500,000 (特別2,000,000)		6か月	6年以内 (特別は7年以内)	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%
	転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡婦	住宅を転移するため住宅の賃借に際し必要な資金	260,000		6か月	3年以内	保証人：有 無利子 保証人：無 年1.0%

融資の名称	内容・資格・条件等				
災害援護資金貸付金	実施主体 市町村(特別区を含む。)が条例の定めるところにより実施する。 対象災害 自然災害であって、都道府県内において災害救助法が適用された市町村が1以上ある場合の災害とする。 貸付対象 対象災害により負傷又は住居、家財に被害を受けた者				
	貸付限度	利率	据置期間	償還期間	償還方法
	① 世帯主の1か月以上の負傷 1,500,000円	年3%	3年	10年	半年賦
	② 家財等の損害				
	ア 家財の3分の1以上の損害 1,500,000円				
イ 住宅の半壊 1,700,000円					
ウ 住宅の全壊(エの場合を除く。) 2,500,000円					
エ 住宅全体の滅失又は流失 3,500,000円	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む。〕	年賦	
③ ①と②とが重複した場合	〔措置期間は無利子〕	〔特別の事情がある場合は5年〕	〔措置期間を含む。〕	年賦	
ア ①と②のアが重複した場合 2,500,000円					
イ ①と②のイが重複した場合 2,700,000円					
ウ ①と②のウが重複した場合 3,500,000円					
④ 次のいずれかの事由の1に該当する場合であって、被災した住居を建て直すに際し、残存部分を取り壊さざるを得ない場合等					
ア ②のイの場合 2,500,000円					
イ ②のウの場合 2,500,000円					
ウ ③のイの場合 3,500,000円					

取扱機関等	関係法令等	備考
北海道社会福祉協議会 市町村社会福祉協議会	生活福祉資金貸付制度要綱	国 1/2 補助 道 1/2 補助
北海道 市町村	母子及び父子並びに寡婦福祉法 (昭和39年法律第129号)	国 2/3 貸付 道 1/3 貸付 償還については6か月ないし1年間の措置期間がある。 修業資金については厚生労働大臣の定めるものは無利子である。
北海道 市町村	災害弔慰金の支給等に関する法律 (昭和48年法律第82号)	貸付金の額は、1世帯当たり限度額は350万円を超えない範囲内とする。 貸付金原資の負担 国 2/3 都道府県、指定都市 1/3

融資の名称	内容・資格・条件等					
災害復興住宅融資	1 融資対象者					
	・次の(1)から(4)の全てにあてはまる方					
	(1) 自然現象による災害により被害が生じた住宅の所有者、賃借人又は住居者で、地方公共団体から「罹災証明書」の交付を受けた方					
	(2) ご自分が住居するために住宅を建設、購入又は補修する方					
	(3) 年収に占める全ての借入れの年間合計返済額の割合（総返済負担率）が次の基準を満たしている方					
	年収		400万円未満	400万円以上		
	総返済負担率基準		30%以下	35%以下		
	(4) 日本国籍の方又は永住許可等を受けている外国人の方					
	2 融資条件					
	区分		建設	新築住宅購入	リ・ユース(中古)住宅購入	補修
	融資対策	住宅の規格等	各戸に居室、台所及びトイレが備えられていること。 (独)住宅金融支援機構が定める技術基準に適合していること。 地方公共団体による現場審査を受けること。			
		住宅部分床面積	13㎡以上 175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上）175㎡以下	50㎡以上（共同建ての場合は30㎡以上）175㎡以下	/
		築年数	/	申込日において竣工から2年以内の住宅で申込日前に人が住んだことのない住宅	申込日において竣工から2年を超えている住宅又は既に人が住んだことがある住宅	/
		その他	/	/	気候の定める耐震性や劣化状況の基準等に適合する住宅	/
	融資限度額	基本融資額	建設資金 1,160万円 土地取得資金 970万円 整地資金 440万円	購入資金 2,620万円 うち土地取得資金 970万円	購入資金 1,630万円 うち土地取得資金 970万円 (リユース ^{プラス}) (購入資金 2,620万円) (うち土地取得資金 970万円)	補修資金 730万円 整地資金 440万円 引方移転資金 440万円
特例加算額		建設資金 510万円	購入資金 510万円	購入資金 510万円		
返済期間	耐火準耐火木造(高耐久)	35年以内	35年以内	リユース ^{プラス} 住宅・マンション 35年以内 リユース住宅・マンション 25年以内	20年以内	
	据置期間	3年以内				1年以内（返済期間に含む。）
融資金利	建設・購入の場合	基本融資額 年0.47%				
	補修の場合	特例加算額 年1.37%				
	最新の金利は住宅金融支援機構に確認（H25.4.21現在）					
受付期間	罹災日から2年間					

取扱機関等	関係法令等	備考
独立行政法人住宅金融支援機構 お客様コールセンター (被災者専用ダイヤル 0120-086-353 又は 048-615-0420)	独立行政法人 住宅金融支援機構法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
農林漁業セーフティネット資金	資金使途	災害により被害を受けた経営の再建に必要な資金 〔 災害は、原則として風水害、震災等の天災に限るが、火災、海洋汚染等による通常の注意をもってしても避けられない物的損害も含む。 〕
	貸付対象者	○認定農業者 ○認定新規就農者又はそれ以外の新たに農林漁業経営を開始した者であって、農林漁業経営開始後3年以内の者 ○林業経営改善計画の認定を受けた者 ○「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に定める改善計画の認定を受けた漁業者 ○農林漁業に係る所得が総所得（法人にあつては総売上高）の過半又は粗収益が200万円（法人1,000万円）以上の農林漁業者 ○上記に該当する家族農業経営における経営主以外の農業を営む者。ただし家族協定において、①経営の一部門について主宰権があること、②主宰権のある経営部門について当該者に危険負担及び収益処分権があること、が明確になっていること。 ○次の要件の全てを満たす法人格を有しない任意団体で農業を営む者 ①目的、構成員資格等を定めた定款又は規約を有すること。 ②一元的に経理を行っていること。 ③原則5年以内に農業生産法人に組織変更する旨の目標を有していること。 ④農用地利用集積の目標を定めていること。 ⑤主たる従事者が目標所得を定めていること。
	貸付限度額	600万円 〔 ただし、簿記記帳を行っている者に限り、経営規模等から貸付限度額の引き上げが必要であると認められる場合には、年間経営費の12分の3に相当する額又は粗収益の12分の3に相当する額のいずれか低い額とすることができる。 〕
	償還期間	10年以内（うち据置3年以内）
	貸付利率	年0.10%（H28.4.20現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	農林漁業セーフティネット資金実施要綱	

融資の名称	内容・資格・条件等	
天災融資法による融資	資金使途	天災による被害が著しく、かつその国民経済に及ぼす影響が大であると認められる場合、天災によって損失を受けた農林漁業者及び農林漁業者の組織する団体に対し、農林漁業の経営等に必要な資金の融通を円滑にする措置を講じる。
	貸付の対象	(7) 被害農業者 被害減収量が平年収量の30/100以上で、かつ損失額が平年農業総収入額の10/100以上で、市町村長の認定を受けた主業農家。ただし、樹体被害の場合、損失額が被害時価格の30/100以上で市町村長の認定を受けた主業農家 (4) 被害林業者 (ウ) 被害漁業者 (エ) 被害組合
	貸付限度額	(一般災害) 被害農林漁業者 (個人) 3,500,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 5,000,000円 (法人) 25,000,000円 (激甚災害) 被害農林漁業者 (個人) 4,000,000円 (法人) 20,000,000円 政令で定める資金 (個人) 6,000,000円 (法人) 25,000,000円 漁具購入 50,000,000円 被害組合 25,000,000円 (連合会 50,000,000円)
	償還期間	6年以内(激甚災害法適用の場合7年以内)
	貸付利率	法発動の都度設定
	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	資金使途
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設 (災害復旧))	貸付の対象	① 被災した農舎、畜舎、農産物乾燥施設、堆肥舎、農作物育成管理用施設、サイロ、家畜用水施設、牧柵、排水施設、かん水施設、農産物処理加工施設、農産物保管貯蔵施設、農機具保管修理施設、病害虫等防除施設、ふ卵育すう施設、家畜管理所、畜産環境保全林、畜産物搬入道路、地域資源整備活用施設、農業生産環境施設、未利用資源活用施設、農機具及び運搬用器具の復旧 ② 果樹の改植又は補植費用
	貸付限度額	① 貸付を受ける者の負担する額の80%に相当する額 ② 1施設当たり3,000,000円(特認6,000,000円)
	償還期間	① 15年(うち据置3年)以内 ② 25年(うち据置10年)以内
	貸付利率	年0.10%(H28.4.20現在)
	農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金 (災害復旧)	貸付の対象
農林漁業施設資金 (主務大臣指定施設) 水産業施設資金 (災害復旧)	貸付限度額	① 貸付対象事業費×0.8 ② 漁船1,000万円その他施設300万円 (①及び②のいずれか低い額)
	償還期間	15年以内(うち据置3年以内)
	貸付利率	年0.35~1.10%(H25.3現在)
	取扱機関等	関係法令等
金融機関	天災融資法	
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等	
造林資金	貸付の対象	復旧造林事業を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	30年以内（20年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
樹苗養成資金	貸付の対象	樹苗養成施設の被害復旧を行う樹苗養成の事業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額
	償還期間	15年以内（5年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
林道資金	貸付の対象	自動車道、軽車道及びこれらの付帯施設（林産物の搬出のための集材機、トラクター等及び土場を含む。）又は林業集落排水施設及び用水施設の災害復旧を行う林業を営む者及び森林組合、同連合会、農業協同組合、中小企業等協同組合、これらの者が構成員又は資本金の過半を占める法人・団体等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額（林業集落排水施設は借入者の負担額）
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
農林漁業施設資金 （主務大臣指定施設） 林産業施設資金 （災害復旧）	貸付の対象	林産物処理加工施設、素材生産施設、特用林産物生産施設、森林レクリエーション施設等の災害復旧を行う育林業、素材生産業、薪炭生産業、樹苗養成事業及び特用林産物生産事業を営む者等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当額又は1施設当たり300万円（特認600万円）のいずれか低い額
	償還期間	15年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）
共同利用施設資金	貸付の対象	農林水産物の生産、流通、加工、販売に必要な共同利用施設及びその他共同利用施設の災害復旧を行う農業協同組合、同連合会、森林組合、同連合会、中小企業等協同組合、水産業協同組合等
	貸付限度額	貸付を受ける者の負担する額の80%相当
	償還期間	20年以内（3年以内の据置期間含む。）
	貸付利率	0.1%（H28.4.20現在）

取扱機関等	関係法令等	備考
株式会社日本政策金融公庫及び農林中央金庫等公庫の事務受託金融機関	株式会社日本政策金融公庫法	

融資の名称	内容・資格・条件等				
勤労者福祉資金	区 分	中小企業に働く方	非正規労働者の方	季節労働者の方	離職者の方
	融資対象者	中小企業に勤務する方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	非正規労働者の方（育児・介護休業中の方も含む。） 前年の総所得が600万円以下の方	2年間で通算12か月以上勤務している季節労働者の方 前年の総所得が600万円以下の方	企業倒産など事業主の都合により離職した方で、次のいずれかの要件を備えた方 ①雇用保険受給資格者 ②賃確法の立替払の証明書若しくは確認書の交付を受けた方で、求職者登録している方
	融資金額	中小企業で働く方・非正規労働者の方・季節労働者の方 離職者の方			120万円以内 100万円以内
	融資期間	5年以内 （育児・介護休業者については、休業期間終了時まで元金据置可、据置期間分延長可）		8年以内	5年以内 （6か月以内元金据置可、据置期間分延長可）
	融資利率	年1.60%	年0.60%		
	償還方法	元利均等月賦償還及び半年賦併用可			
	信用保証	取扱金融機関の定めによる	北海道勤労者信用基金協会の保証が必要		

取扱機関等	関係法令等	備 考
北海道銀行 北洋銀行 北海道労働金庫 道内信用金庫 道内信用組合	勤労者福祉資金融資要綱	

■ 「被災者生活再建支援法」に基づく支援（被災者生活再建支援制度）

内容・資格・条件等																			
目的	自然災害によりその生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給するための措置を定めることにより、その生活の再建を支援し、もって住民の生活の安定と被災地の速やかな復興に資することを目的とする。																		
法適用の要件	<p>(1) 対象となる自然災害</p> <p>① 災害救助法施行令第1条第1項第1号又は第2号に該当する被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>② 10世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村における自然災害</p> <p>③ 100世帯以上の住宅全壊被害が発生した都道府県における自然災害</p> <p>④ ①又は②の市町村を含む都道府県で5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑤ ①～③の区域に隣接し、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>⑥ ①若しくは②の市町村を含む都道府県又は③の都道府県が2以上ある場合に、5世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口10万人未満に限る。）、2世帯以上の住宅全壊被害が発生した市町村（人口5万人未満に限る。）における自然災害</p> <p>※ ④～⑥の人口要件については、合併前の旧市町村単位でも適用可などの特例措置あり （合併した年と続く5年間の特例措置）</p> <p>(2) 支給対象世帯</p> <p>上記の自然災害により</p> <p>① 住宅が全壊した世帯</p> <p>② 住宅が半壊、又は住宅の敷地に被害が生じ、その住宅をやむを得ず解体した世帯</p> <p>③ 災害による危険な状態が継続し、住宅に居住不能な状態が長期間継続している世帯</p> <p>④ 住宅が半壊し、大規模な補修を行わなければ居住することが困難な世帯（大規模半壊世帯）</p>																		
支援金の支給額	<p>支給額は、以下の2つの支援金の合計額となる。</p> <p>支給額（※ 世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額の3/4の額）</p> <p>① 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の被害程度</th> <th>全壊 （支給対象世帯の①に該当）</th> <th>解体 （支給対象世帯の②に該当）</th> <th>長期避難 （支給対象世帯の③に該当）</th> <th>大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>住宅の再建方法</th> <th>建設・購入</th> <th>補修</th> <th>賃借（公営住宅以外）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支給額</td> <td>200万円</td> <td>100万円</td> <td>50万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入（又は補修）する場合は、合計で200（又は100）万円</p>	住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯の①に該当）	解体 （支給対象世帯の②に該当）	長期避難 （支給対象世帯の③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）	支給額	100万円	100万円	100万円	50万円	住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）	支給額	200万円	100万円	50万円
住宅の被害程度	全壊 （支給対象世帯の①に該当）	解体 （支給対象世帯の②に該当）	長期避難 （支給対象世帯の③に該当）	大規模半壊 （支給対象世帯の④に該当）															
支給額	100万円	100万円	100万円	50万円															
住宅の再建方法	建設・購入	補修	賃借（公営住宅以外）																
支給額	200万円	100万円	50万円																

申請窓口	関係法令等	備考
市町村	被災者生活再建支援法	<p>(1) 申請時の添付書面</p> <p>① 基礎支援金：罹災証明書、住民票等</p> <p>② 加算支援金：契約書（住宅の購入、賃借等）等</p> <p>(2) 申請期間</p> <p>① 基礎支援金：災害発生日から13月以内</p> <p>② 加算支援金：災害発生日から37月以内</p>

33 雌阿寒岳火山年表

年 月 日	内 容
昭和2年4月～5月	鳴動（ピリカネツプ付近で鳴動、最盛期は5/5～5/6）
昭和13年5月29日	鳴動（屈斜路湖地震に伴い雌阿寒岳で鳴動）
昭和26年7月～ 27年1月	鳴動及び地震群発（阿寒湖畔と阿寒川に沿う一帯で地震と鳴動）
昭和27年3月	鳴動（3/4 十勝沖地震の直後鳴動活発化）
昭和29年1月～3月	鳴動（1/17 阿寒湖畔で鳴動を伴う弱震あり、3月までたびたび鳴動）
昭和29年4月8日～ 4月13日	火山灰噴出（ナカマチネシリ火口）：大噴が黒煙を上げ火山灰・礫を噴出
昭和30年11月19日	小噴火（ボンマチネシリ火口）：26 km東の鶴居村茂雪裡まで降灰、第1～第4火口、北溝・南溝形成
昭和31年3月18日	小噴火（ボンマチネシリ火口）：南東約10 kmまで降灰
昭和31年5月19日	小噴火（ボンマチネシリ火口）：爆発音を伴い噴煙高度2,000 m、北北東73 kmの網走まで降灰、第1火口拡大、第3・4火口が合体
昭和31年5月29日	小噴火（ボンマチネシリ火口）：東40 kmの弟子屈町まで降灰
昭和31年6月10日	有色噴煙
昭和31年6月15日	小噴火（ボンマチネシリ火口）：爆発音を伴い大岩塊放出、出物の厚さは火口付近で50～80 cm、南東90 kmの浜中村茶内で降灰、第1火口の面積が2倍に拡大、第6火口形成
昭和31年6月20日	小噴火（ボンマチネシリ火口）：北東10 kmまで降灰
昭和31年6月29日	小噴火（ボンマチネシリ火口）：周辺に少量の降灰
昭和31年6月30日	小噴火（ボンマチネシリ火口）：北東10 kmまで降灰
昭和31年7月8日	有色噴煙
昭和31年10月31日	小噴火（ボンマチネシリ火口）：爆発音あり、北西6 kmまで降灰
昭和32年2月～4月	有色噴煙・鳴動
昭和32年5月29日	小噴火（ボンマチネシリ火口）：周辺に少量の降灰
昭和32年7月	有色噴煙
昭和32年8月31日～ 9月5日	小噴火（ナカマチネシリ火口）：大噴が活動、登山道3合目まで降灰
昭和32年9月～10月	鳴動（阿寒湖畔で鳴動と最大震度2の地震）
昭和33年2月23日	小噴火（ナカマチネシリ火口）：北東15 kmまで降灰

年 月 日	内 容
昭和34年5月15日～ 5月21日	小噴火（ナカマチネシリ火口）：大噴周辺に降灰
昭和34年7月28日	小噴火（ナカマチネシリ火口）：大噴周辺に降灰
昭和34年8月2日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：噴煙高度は火口上800～1,000m南南西35kmの白糠町縫別まで降灰
昭和34年8月6日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：噴煙高度は火口上1,200m、南南西37kmの白糠町縫別南方まで降灰
昭和34年8月12日～ 8月13日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：周辺に少量の降灰
昭和34年8月15日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：北東20kmまで降灰
昭和34年10月3日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：北東12kmまで降灰
昭和34年10月10日 ・10月30日	有色噴煙
昭和35年1月28日	有色噴煙
昭和35年9月7日～ 9月9日	小噴火（ナカマチネシリ火口）：大噴が活動、周辺に降灰
昭和37年4月28日	小噴火（ナカマチネシリ火口）：大噴周辺に降灰
昭和39年6月8日～ 6月27日	小噴火（ナカマチネシリ火口）：新火口形成、周辺に降灰
昭和39年7月1日～ 7月4日	火山灰噴出（ナカマチネシリ火口）：少量の火山灰噴出
昭和40年5月13日～ 5月19日	小噴火（ナカマチネシリ火口）：新火口形成、周辺に降灰
昭和40年10月2日	有色噴煙
昭和41年6月4日～ 6月13日	小噴火（ナカマチネシリ火口）：新火口周辺に降灰
昭和47年6月	新噴気孔（ポンマチネシリ火口）：第4火口内に楕円形の噴気孔（7m×5m）
昭和48年3月	地震増加（3月 81回）
昭和50年3月21日～ 3月24日	地震増加（3月 151回）
昭和50年4月15日	地震増加（15日 68回）
昭和51年7月7日	雌阿寒岳の北約18kmで地震（43°27'N、144°08'E、深さ0km）震度は阿寒湖畔3、北見相生・雌阿寒温泉2～3 7/7～7/11 地震増加（7月 112回）
昭和54年7月15日～ 7月19日	地震増加（7月 306回）
昭和55年3月28日	雌阿寒岳の北東約10kmで地震（43°27'N、144°08'E、深さ0km、M2.5）最大震度は雄阿寒ホテル3～4
昭和56年10月	熱泥噴出（ポンマチネシリ火口）：第4火口熱泥噴出活動
昭和57年3月19日～ 4月上旬	地震群発3/19から始まり、3/21の「昭和57年（1982年）浦河沖地震」以後急増、4月はじめまで続く（3月 411回、4月 92回）
昭和58年5月	噴煙増加（ポンマチネシリ火口）：第1火口の噴煙増加、釧路気象台から見えるようになる
昭和59年5月1日	微動発生（1日に微動が7回発生）
昭和59年5月	火山灰噴出（ポンマチネシリ火口）：第4火口の噴煙活動活発化、火口北側100m地点まで降灰跡（微動発生時に噴出した可能性）
昭和60年6月～7月	地震増加（6月 79回、7月 60回）
昭和62年8月	温度上昇（ポンマチネシリ第1火口の噴気温度395℃）
昭和62年10月8日	温度上昇（ポンマチネシリ第1火口の噴気温度510℃）
昭和62年12月	地震増加（12月 406回）
昭和63年1月～2月	微動発生：1/4夕方から火山性微動発生、2/26まで断続的に記録
昭和63年1月5～ 1月6日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：北東方向約2km、幅約0.9kmの範囲に降灰
昭和63年1月8日	小噴火（ポンマチネシリ火口）：阿寒湖畔付近までごく少量の降灰

年 月 日	内 容
昭和63年1月20日	上空観測によりポンマチネシリ第1火口の噴気口が拡大(直径約10mと推定される)
昭和63年2月1日	微動発生、20時すぎから火山性微動が記録されている
昭和63年2月7日～ 2月8日	小噴火(ポンマチネシリ火口): 東側約8kmまで微量の降灰
昭和63年2月18日	小噴火(ポンマチネシリ火口): 阿寒湖畔付近まで微量の降灰
昭和63年1月～4月	地震増加(1月 83回、2月 62回、3月 298回、4月 53回)
昭和63年5月23日	噴火による有毒ガス等が危険なため当分の間オンネトールートに登山禁止とする
昭和63年7月～8月	地震増加(7月 90回、8月 55回)
昭和63年9月	温度上昇(ポンマチネシリ第1火口の噴気温度306℃)。
昭和63年10月～ 11月	地震増加・微動発生(10月 831回、11月 349回、10/27と11/14に微動)
平成元年5月22日	火山活動が沈静化傾向にあるため、関係機関と協議し6/1にオンネトールートの規制を解除する方針を決定
平成元年6月1日	オンネトールートの登山禁止を解除
平成元年9月～11月	地震増加(9月 513回、10月 313回、11月 126回)
平成2年1月～12月	地震増加(年合計2,524回、月最大2月719回、月最小4月53回、日最大6/6 194回)
平成3年1月～2月	地震増加(1月183回、2月140回)
平成4年9月～11月	地震増加
平成5年4月～6月	地震増加(4月 295回、5月 181回、6月 183回)
平成7年8月～11月	地震増加(8月 363回、9月 251回、10月 411回)
平成7年9月・11月	微動発生
平成8年8月22日 ～9月2日	地震増加
平成8年9月28日 ～10月3日	地震増加
平成8年11月21日	小噴火(ポンマチネシリ火口): 17時55分頃の大きな地震に引き続き約8分間の火山性微動発生。噴火直後の噴煙高度は火口上1,000mに達した。北側約50kmの範囲に微量の降灰。96-1～3火口を形成。総噴出物は約12,000t。
平成8年11月22日	入山禁止: 11:00から入山禁止とする
平成9年4月14日	足寄町雌阿寒岳防災連絡協議会開催(雌阿寒岳入山禁止措置の解除について協議)
平成9年4月20日	入山禁止解除: 10:00入山禁止措置を解除
平成9年5月22日	有感地震: 震源は雌阿寒岳付近(M2.0)、雌阿寒温泉で震度1程度
平成10年4月4日 ～4月5日	地震増加: 震源は徹別岳周辺

年 月 日	内 容
平成10年11月9日	小噴火（ポンマチネシリ 96-1 火口）：14:41 頃から約 4 分間の火山性微動を観測、噴煙高度は雲のため不明、東側約 15km の範囲で微量の降灰、総噴出物量は 1,000t 以下、マグマ水蒸気爆発の可能性あり
	臨時火山情報第 1 号（16:20） 阿寒湖畔で 16:10 頃降灰が認められたという情報
	入山禁止：17:30 から入山禁止とする
	足寄町雌阿寒岳噴火災害対策本部設置（18:00）
	臨時火山情報第 2 号（19:00） 降灰を確認、噴火を伝える情報発表
平成10年11月13日	湯の滝立ち入り自粛要請、キャンプ場（国設野営場）閉鎖
平成10年11月16日	足寄町雌阿寒岳噴火災害対策本部廃止（17:00）
平成11年4月27日	足寄町雌阿寒岳防災連絡協議会開催、入山禁止措置継続決定
平成11年5月12日	高感度カメラによりポンマチネシリ 96-1 火口付近が夜間明るくなる現象を観測、その後も 6 月下旬まで時々観測される
平成11年6月4日 ～6月6日	温度上昇（ポンマチネシリ 96-1 火口の最高温度 651℃、10 月まで 600℃以上の高温状態継続）
平成11年7月7日	温度上昇（ポンマチネシリ 96-1 火口の最高温度 671℃、北東山麓の渋川泥火山で 9 年ぶり噴気活動再開）
平成11年10月25日 ～11月1日	地震増加
平成12年2月13日	地震増加：震源は徹別岳周辺
平成12年4月4日 ～4月30日	地震増加：震源は徹別岳周辺
平成12年5月2日	足寄町雌阿寒岳防災連絡協議会開催（今後火山活動の低下や防災体制の整備等条件が整い次第、規制解除する方針を決定）
平成12年5月26日	火口温度の低下、火山性地震の減少、防災行政無線の設置、ハザードマップの作成等安全性を確保する要件が整ったことから、6/1 に湯の滝、キャンプ場（国設野営場）の立ち入り規制解除、さらに今後の現地調査及び気象台が発表する火山情報の結果により入山規制を解除する方針を決定
平成12年6月1日	湯の滝、キャンプ場（国設野営場）立ち入り規制解除
平成12年6月6日	入山規制解除に向けた現地調査
平成12年6月13日	定期火山情報 平成10年11月に噴火したポンマチネシリ 96-1 火口は、噴火後火口内温度が 600℃以上と非常に高い状態で推移していたが、今回の観測では、ほぼ噴火前（平成10年10月）の状態に戻っている。遠望観測による噴煙は、平成8年の噴火後やや多い状態が続いていたが、昨年11月以降減少傾向が見られる。

年 月 日	内 容
平成12年6月20日	規制解除：0:00をもって入山禁止措置を解除
平成14年1月 ～2月	地震増加：震源は徹別岳周辺
平成14年3月29日	8:03頃に継続時間約3分間の火山性微動が発生し、その直後から火山性地震が一時的に増加(29日 139回、30日 19回)
平成18年2月18日	火山観測情報第1号(16:05) 雌阿寒岳では18日0時以降火山性地震が増加(0時～15時 267回) 9:09頃と9:27頃に振幅の小さな火山性微動が発生
平成18年2月19日	火山観測情報第2号(15:10) 雌阿寒岳では18日0時以降火山性地震が増加(18日0時～24時 516回、19日0時～15時 278回) 19日1:03頃と6:50頃に振幅の小さな火山性微動が発生
	入山禁止：釧路市との協議により当分の間入山禁止措置とする(15:15入山禁止の看板設置完了)
平成18年3月1日	入山禁止解除：地震回数が減少したことから釧路市と協議し入山禁止措置を解除、山頂付近に近づかない旨注意喚起する措置とする(14:10)
平成18年3月21日	臨時火山情報第1号(6:43) 6:28頃火山性微動を観測、噴火した可能性がある 噴煙の状況は、悪天候のため確認できない
	入山禁止：釧路市と連携し、同時刻に入山禁止措置を決定(9:35)
	火山観測情報第7号(10:50) 雌阿寒岳南東山麓の温根内橋付近(火口から約10km)で微量の降灰を確認、6:28頃噴火したと考えられる 火山性微動は現在も継続中だが、振幅は小さい状況が続いている
平成18年3月23日	火山観測情報第12号(16:00) 7:19から約4分間、振幅の小さな火山性微動を観測
平成18年3月24日	火山観測情報第13号(16:20) 23日16:54から約3分間、振幅の小さな火山性微動を観測
平成18年5月10日	火山観測情報第28号(11:00) 9日16:43頃規模の小さな火山性微動が発生 9日18時以降火山性地震が増加し一時多発したが10日に入り発生頻度が低下(9日 453回、10日10時まで 237回)
平成18年6月12日	火山観測情報第33号(18:35) 雌阿寒岳の火山活動は、活発な状態からやや活発な状態に低下
平成18年8月21日	雌阿寒岳入山規制解除検討会において入山規制解除にかかる条件及び時期決定
平成18年8月23日	雌阿寒岳火山防災会議協議会常任幹事会において入山規制解除にかかる条件及び時期承認、釧路市長及び足寄町長へ報告 釧路市と協議し、9/1までに入山規制解除に係る条件を整備する方針を決定

年 月 日	内 容
平成18年8月25日	火山観測情報第34号(14:00) 雌阿寒岳の火山活動は静穏な状態になった
平成18年9月1日	入山禁止解除
平成20年9月27日	地震増加：震源はポンマチネシリ火口の浅い所
平成20年9月29日	火口周辺警報（火口周辺危険）（14:33） 29日14時11分頃から火山性微動が観測され、現在も継続中 空震計には噴火に伴うと推定される振動は観測されておらず、 噴火は発生していない模様 9月26日から火山性地震が増加しており、場合によっては、今後ごく小さな噴火が発生する可能性がある
	立入規制： 釧路市と連携し、「7合目以上」の立入規制措置を決定（14:45） 各登山口へ規制看板設置、麓各温泉、オンネトー茶屋、キャンプ場、公衆トイレヘチラシ等配置（17:55）
平成20年9月30日	足寄側登山ルート7合目及び阿寒富士分岐に規制ロープ設置（12:32）
平成20年10月17日	噴火予報（平常）（10:00） 火山性地震の発生状況は10月3日以降概ね低調に推移、火山性微動は9月30日以降発生していない 火山活動は概ね落ち着いた状態、火口周辺に影響を及ぼす噴火が発生する可能性はない
	立入規制解除： 釧路市と連携し、「7合目以上」の立入規制措置を解除（10:00）
平成20年11月16日	雌阿寒岳の火山活動解説資料(9:23) 雌阿寒岳では16日00時56分頃から振幅が小さく、継続時間のやや長い火山性微動が発生
平成20年11月17日	火口周辺警報（火口周辺危険）（14:30） 17日10時10分頃から振幅の小さな火山性の連続微動を観測、 震動源は浅いと推定される 16日にも振幅が小さく継続時間がやや長い火山性微動が観測されており、火山活動が高まった状態となっている 今後、場合によってはごく小規模な噴火が発生する可能性がある
	立入規制： 釧路市と連携し、「7合目以上」の立入規制措置を決定（14:30）
平成20年11月18日	火山の状況に関する解説情報第12号（13:47） ポンマチネシリ火口の南斜面が黒くなっているのを確認 17日10時10分以降、断続的に火山性の連続微動が観測されており、この間にごく小さな噴火が発生したと考えられる
平成20年11月18日	雌阿寒岳の火山活動解説資料（18:37） 噴火の発生場所は96-1火口、火口周辺に数十センチ程度の噴石が飛散、火口から概ね300～400mの範囲で降灰を確認 降雪の状況や雌阿寒岳上空の風向から、噴火は18日発生したと考えられる
平成20年11月28日	火山の状況に関する解説情報第22号（9:32） 雌阿寒岳でごく小さな噴火が発生、空が明るくなった5時30分頃から、ポンマチネシリ火口から乳白色の噴煙が出ているのを確認
	雌阿寒岳の火山活動解説資料（16:10） 噴火の発生地点は96-1火口及び第4火口、降灰を火口の北～東～南東にかけて確認

年 月 日	内 容
平成20年12月16日	噴火警戒レベル導入 (10:00) 噴火警戒レベルの導入により雌阿寒岳の噴火予報・警報は、火口周辺警報 (噴火警戒レベル2、火口周辺規制) となる
平成21年4月10日	噴火予報 (平常) (10:00) 地震活動は概ね低調に推移、火山性微動は3月19日以降発生していない 火山活動は概ね落ち着いた状態、火口周辺に影響を及ぼす噴火の兆候は認められなくなった
	立入規制解除： 釧路市と連携し、「7合目以上」の立入規制措置を解除 (10:00)
平成22年12月	微動・地震増加。12月17日火山性微動が4回発生。 12月17～19日にかけて地震増加。
平成23年 7月 10月 11月	微動・地震増加。7、11月火山性微動発生。10月地震増加。
平成26年 2月 ～3月	地震増加。 2月515回、3月679回
平成27年7月28日	火口周辺警報 (16:00) 噴火警戒レベル1から噴火警戒レベル2に引き上げ ポンマチネシリ火口付近の浅いところを震源とする体に感じない程度の微小な火山性地震が増加しており、火口付近で地熱域が拡大し、噴煙の勢いも増加していることが認められた。
	立入規制： 釧路市と連携し、「7合目以上」の立入規制措置を決定 (16:00)
平成27年11月13日	火口周辺警報解除 (14:00) 噴火警戒レベル2から噴火警戒レベル1に引き下げ 火山性地震は8月に入り徐々に減少し、8月下旬以降約2か月間少ない状態で経過。地熱域のわずかな拡大や噴煙の勢いの増大等がみられていたが、調査では地熱域の更なる拡大等は観測されず熱活動の高まりは小規模なものに留まっているため噴火が発生する可能性は低くなったと考えられる。
	立入規制解除： 釧路市と連携し、「7合目以上」の立入規制措置を解除 (14:00)
平成30年11月23日	火口周辺警報 (12:30) 噴火警戒レベル1から噴火警戒レベル2に引き上げ 11月20日以降ポンマチネシリ火口付近の浅いところを震源とする火山性地震が増加しており、23日からは振幅の大きな地震も増加していることが認められた。
	立入規制： 釧路市と連携し、「7合目以上」の立入規制措置を決定 (12:30)
平成30年12月21日	火口周辺警報解除 (11:00) 噴火警戒レベル2から噴火警戒レベル1に引き下げ 火山性地震は11月25日以降日回数20回以下で経過、地震活動が低調な状態が1カ月程度継続。その間に火山性微動がなく、噴煙高の高まりも認められないため、噴火が発生する可能性は低くなったと考えられる。
	立入規制解除： 釧路市と連携し、「7合目以上」の立入規制措置を解除 (11:00)

※ 噴火規模の定義

小噴火：VEI指数0～1の噴火、ただし噴出物が広範囲で認められないものは「火山灰噴出」「有色噴煙」などとし、噴火として扱わない。

34 雌阿寒岳周辺避難所等の状況

1 危険区域内の宿泊施設等の状況

施設 の 名 称 (管理者)	収容人員	電話番号
野中温泉別館 (野中祐子)	48	29-7321
(有)オンネトー温泉 景福 (小林伸行) 休業中 H28.5.1~	20	29-7370
国設オンネトー 野営場 (足寄町)	120	29-7711

2 避難所・輸送車両等の確保・避難誘導者

	第1避難所	第2避難所	第3避難所	第4避難所
一次避難 (自主避難)	茂足寄集落センター	上螺湾集会所	上足寄集落センター	町民センター
避難対象者	緊急避難者以外は 第3避難所への避難を義務付ける。	オンネトー野営場 宿泊者・管理人・登山者・上螺湾周辺住民	雌阿寒温泉宿泊者・従業員・登山者・茂足寄周辺住民	上足寄周辺住民・螺湾周辺住民・登山者・上螺湾周辺住民
収容可能者	30名	40名	60名	1,332名
二次避難 (本部長指示)	避難者なし。	避難者なし。	第1避難所からの避難者	第2・第3避難所からの避難者
避難誘導者	避難誘導は、災害対策本部員、消防署員、消防団員及び警察官その他指示権者の命を受けた者が協力し、実施するものとする。			
輸送車両	町有車両をもって行うものとし、災害の規模に応じ、災害派遣要請後の自衛隊車両や民間車両等の協力を得て行うものとする。			
※用語の定義	一次避難とは：噴火災害が発生し、又は発生する恐れがある場合地域住民、観光客、登山者が自主的、又は本部長からの避難勧告・指示に従い指定されている避難所に避難することをいう。 二次避難とは：避難所が災害の影響を受ける恐れのある場合及び避難所収容面積に無理がある場合に本部長が判断し、避難誘導者の指示により指定避難所に避難することをいう。			

35 危険物貯蔵施設・取扱施設

平成30年2月1日現在

事業所名	設置場所	製造所等の区分	取扱数量 (L)			
			第4類			
			第1石油類	第2石油類	第3石油類	第4石油類
YSヤマショウ(株) 足寄営業所	南6条1丁目	屋内貯蔵所	3,200	4,000		
		移動タンク貯蔵所		3,000		
		給油取扱所	14,800	30,000	1,990	
熱原帯広(株) 足寄中央SS	南4条1丁目	移動タンク貯蔵所		4,000		
		給油取扱所	26,000	34,000		
足寄町農業 協同組合	南7条1丁目	屋内貯蔵所	30,000	50,000	1,850	1,800
	上足寄本町	給油取扱所	6,000	6,000		
足寄町農業協同組合 麦乾工場	共栄町	地下タンク貯蔵所		9,600		
		地下タンク貯蔵所		20,000		
		地下タンク貯蔵所		9,500		
		屋外タンク貯蔵所		30,000		
		一般取扱所		2,200		
		一般取扱所		6,000		
		一般取扱所		1,100		
		一般取扱所		1,980		
		一般取扱所		9,600		
(株)菅崎商店	芽登本町	移動タンク貯蔵所		3,600		
		移動タンク貯蔵所		4,500		
		給油取扱所	10,070	38,400		
(有)伊藤石油	中足寄	地下タンク貯蔵所		9,600		
		移動タンク貯蔵所		4,000		
		給油取扱所	13,440	15,360	2,000	
道東舗道(株)	北4条1丁目	給油取扱所		9,600		
	郊南1丁目	屋外タンク貯蔵所			19,000	
		一般取扱所			5,040	
北協石油(株) 足寄営業所	旭町4丁目	移動タンク貯蔵所		4,000		
		移動タンク貯蔵所		5,000		
		給油取扱所	9,600	28,800		
北十勝日通運輸(株)	旭町5丁目	給油取扱所		19,200		
足寄町温水プール	里見が丘	地下タンク貯蔵所			10,000	

事業所名	設置場所	製造所等の区分	取扱数量 (L)			
			第 4 類			
			第 1 石油類	第 2 石油類	第 3 石油類	第 4 石油類
足寄貨物自動車(株)	南 6 条 2 丁目	給油取扱所		19,000		
本別砕石工業(有)	郊南 2 丁目	給油取扱所～休止中		9,500		
(株)十勝建材工業	南 7 条 1 丁目	給油取扱所		28,800		
(有)自然エネルギー ファーム十勝	南 7 条 1 丁目	地下タンク貯蔵所		49,000		
		一般取扱所		49,000		
(有)松永商店	南 2 条 5 丁目	一般取扱所～休止中		9,950		
ひまわり産業(株) 足寄営業所	南 2 条 5 丁目	移動タンク貯蔵所		4,000		
道東エア・ウォーターエネルギー (株)足寄サービスセンター	郊南 1 丁目	移動タンク貯蔵所		3,600		
		移動タンク貯蔵所		3,600		
		地下タンク貯蔵所		48,000		
		一般取扱所		48,000		
(株)サンクローラ北海道 生産開発部	下愛冠 1 丁目	屋外タンク貯蔵所			150,000	
足寄町生涯学習館	旭町 1 丁目	地下タンク貯蔵所		4,000		
北海道立足寄高等学校	里見が丘	地下タンク貯蔵所			12,000	
九州大学	北 5 条 1 丁目	地下タンク貯蔵所			5,000	
足寄町国民健康保険病院	南 2 条 3 丁目	地下タンク貯蔵所			12,000	
特別養護老人ホーム	西町 9 丁目	地下タンク貯蔵所			10,000	
足寄町民センター	南 1 条 5 丁目	地下タンク貯蔵所		10,000		
医療法人社団 三意会我妻病院	南 5 条 3 丁目	地下タンク貯蔵所		5,800		
北海道立青少年体験 施設ネイパルあしよろ	常盤	地下タンク貯蔵所			20,000	
動物化石博物館	郊南 1 丁目	地下タンク貯蔵所			5,000	
日農機製工(株)	郊南 1 丁目	屋内貯蔵所	100	4,500	1,200	2,000
		屋内貯蔵所	1,000	4,000	1,000	
(株)三英	新町	屋内貯蔵所	4,600	4,000		
		地下タンク貯蔵所			10,000	
足寄町総合体育館	里見が丘	地下タンク貯蔵所			5,000	
足寄ヘリポート	中矢	屋内貯蔵所	5,000	5,000		
陸上自衛隊 足寄分屯地	平和	屋外タンク貯蔵所			40,000	
		地下タンク貯蔵所			15,000	
		給油取扱所	3,000	7,000		

事業所名	設置場所	製造所等の区分	取扱数量 (L)			
			第 4 類			
			第 1 石油類	第 2 石油類	第 3 石油類	第 4 石油類
あしよろ銀河ホール21	北1条1丁目	地下タンク貯蔵所		1,900		
創価学会足寄礼拝所	南5条4丁目	地下タンク貯蔵所		3,000		
とから広域消防局 足寄消防署	北1条4丁目	地下タンク貯蔵所			3,000	
銀河の里あしよろ ケアハウス	新町	地下タンク貯蔵所			5,000	
(有)ムトウ自動車	南3条4丁目	地下タンク貯蔵所			3,000	
銀河クリーンセンター	中足寄	地下タンク貯蔵所		5,000		
足寄町役場車庫 エネルギー棟	北1条4丁目	屋内タンク貯蔵所			5,500	
旧足寄町立 西中学校	芽登本町	地下タンク貯蔵所			5,000	
電源開発(株) 芽登第一発電所	芽登	一般取扱所				14,100
電源開発(株) 芽登第二発電所	芽登	一般取扱所				14,830
電源開発(株) 足寄発電所	郊南1丁目	一般取扱所				30,720
茂足寄除雪ステーション	茂足寄	地下タンク貯蔵所		1,500		
日東林業運送(株)	共栄町	給油取扱所		10,000		
(有)足寄石油	南1条4丁目	給油取扱所	12,350	16,150		
		屋外貯蔵所		4,000	3,800	

36 水防活動実績報告書

水防活動実施報告書

(市町村名)

区 分	水防活動延人員	使 用 資 材 費			備 考
		主 要 資 材	そ の 他 資 材	計	
水防管理団 体分前回迄	人	円	円	円	
月 分					
累 計					

(作成要領)

1. 「前回迄」欄は、前回報告分にかかる「累計」欄の数及び金額を記入すること。
2. 「主要資材」欄は、土のう、シート、ロープ、生木、丸太、杭、板類、鉄線、釘、かすがい、置石及び土砂の使用額を記入すること。
3. 「その他資材」欄は、主要資材以外の資材の使用額を記入すること。

37 災害情報報告

別表 1

※災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、本様式により速やかに報告すること。

災 害 情 報			
報 告 日 時	月 日 時現在	発 受 信 日 時	月 日 時 分
発 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)		受 信 機 関 (総合振興局又は振興局・市町村名等)	
発 信 者 (職・氏名)		受 信 者 (職・氏名)	
発 生 場 所			
発 生 日 時	月 日 時 分	災 害 の 原 因	
気象等の状況	雨 量 河川水位 潮位波高 風 速 そ の 他		
ライフライン関係の状況	道 路 鉄 道 電 話 水 道 (飲料水) 電 気 そ の 他		
(1) 災害対策本部等の設置状況	(名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置 (名 称) (設置日時) 月 日 時 分設置		
(2) 災害救助法の適用状況	地区名	被害棟数	り災世帯 り災人数
	(救助実施内容)		

応急措置の状況	(3)避難の状況		地区名	避難場所	人数	日時
		自主避難				
		避難勧告				
		避難指示				
	(4)自衛隊派遣要請の状況					
	(5)その他措置の状況					
	(6) 応急対策 出動人員	(7) 出動人員		(イ) 主な活動状況		
		市町村職員	名			
		消防職員	名			
		消防団員	名			
その他（住民等）		名				
	計	名				
その他	(今後の見通し等)					

注) 欄に記入しきれない場合は、適宜別葉に記載し報告すること。

38 被害状況報告

別表 2

被害状況報告

災害発生日時		月 日 時 分		災害の原因		月 日 時現在			
災害発生場所									
発信	機関(市町村)名				受信	機関(市町村)名			
	職・氏名					職・氏名			
	発信日時					発信日時			
項目		件数等	被害金額(円)	項目		件数等	被害金額(円)		
① 人的被害	死者	人		⑤ 上水被害	河川	箇所			
	行方不明	人			海岸	箇所			
	重傷	人			砂防設備	箇所			
	軽傷	人			地すべり	箇所			
	計	人			急傾斜地	箇所			
② 在家被害	全壊	棟			道路	箇所			
		世帯			橋梁	箇所			
		人			小計	箇所			
	半壊	棟			⑥ 水産被害	市町村工事	河川	箇所	
		世帯				道路	箇所		
		人				橋梁	箇所		
	一部損壊	棟				小計	箇所		
		世帯				港湾	箇所		
	床上浸水	棟				漁港	箇所		
		世帯				下水道	箇所		
人			公園	箇所					
床下浸水	棟		崖くずれ	箇所					
	世帯		計	箇所					
	人		⑦ 林業被害	道有林	林地	箇所			
計	棟			治山施設	箇所				
	世帯			林道	箇所				
	人			林産物	箇所				
③ 非在家被害	全壊	公共建物		棟	その他	箇所			
		その他		棟	小計	箇所			
	半壊	公共建物		棟	⑧ 一般民有林	林地	箇所		
		その他	棟	治山施設		箇所			
	計	公共建物	棟	林道		箇所			
その他		棟	林産物	箇所					
④ 農業被害	農地	田	流失・埋没等	ha		その他	箇所		
			浸冠水	ha		小計	箇所		
		畑	流失・埋没等	ha		⑨ 漁船	沈没流出	隻	
			浸冠水	ha	破損		隻		
	農作物	田	ha	計	隻				
		畑	ha	漁港施設	箇所				
	農業用施設	箇所	共同利用施設	箇所					
	共同利用施設	箇所	その他施設	箇所					
	営農施設	箇所	漁具(網)	件					
	畜産被害	箇所	水産製品	件					
その他	箇所	その他	件						
計			計						

項目			件数等	被害金額(千円)	項目			件数等	被害金額(千円)
⑧衛生被害	水道	箇所			⑪社会教育施設被害	箇所			
	病院	公立	箇所		⑫社会福祉施設等被害	公立	箇所		
		個人	箇所			法人	箇所		
	清掃施設	一般廃棄物処理	箇所		計	箇所			
		し尿処理	箇所						
火葬場	箇所			計	箇所				
⑨商工被害	商業	件			⑬その他	鉄道不通	箇所		
	工業	件				鉄道施設	箇所		
	その他	件				被害船舶(漁船除く)	隻		
		計	件				空港	箇所	
⑩公立文教施設被害	小学校	箇所				水道	戸		
	中学校	箇所				電話	回線		
	高校	箇所				電気	戸		
	その他文教施設	箇所				ガス	戸		
	計	箇所				ブロック塀等	箇所		
公共施設被害市町村数	団体			被害総額					
り災世帯数	世帯			火災発生	建物	件			
り災者数	人				危険物	件			
消防職員出動延人数	人			その他	件				
消防団員出動延人数	人								
災害対策本部の設置状況	道(総合振興局又は振興局)								
	市町村名	名称			設置日時	廃止日時			
災害救助法適用市町村名									
補足資料(※別葉で報告) <input type="checkbox"/> 災害発生場所 <input type="checkbox"/> 災害発生年月日 <input type="checkbox"/> 災害の種類概況 <input type="checkbox"/> 人的被害(個人別の氏名、性別、年齢、住所、職業、被災場所、原因) → 個人情報につき取扱注意 <input type="checkbox"/> 応急対策の状況 ・避難場所の勧告・指示の状況 ・避難所の設置状況 ・他の地方公共団体への応援要請、応援活動の状況 ・消防、水防、救急・救助等消防機関の活動状況 ・自衛隊の派遣要請、出動状況 ・災害ボランティアの活動状況 ほか									

39 被害状況判定基準

被害区分		判断基準
① 人的被害	死者	<p>当該災害が原因で死亡した死体を確認したもの、又は死体を確認することができないが死亡したことが確実なもの</p> <p>(1) 当該災害により負傷し、死亡した者は、当該災害による死亡者とする。</p> <p>(2) A町の者が隣接のB町に滞在中、当該災害によって死亡した場合は、B町の死亡者として取り扱う（行方不明、重傷、軽傷についても同じ。）。</p> <p>(3) 氏名、性別、年齢、職業、住所、原因を調査し市町村と警察調査が一致すること。</p>
	行方不明	<p>当該災害が原因で所在不明となり、かつ死亡の疑いのあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)及び(3)を参照</p>
	重傷者	<p>災害のため負傷し、1か月以上医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)及び(3)を参照</p>
	軽傷者	<p>災害のため負傷し、1か月未満の医師の治療（入院、通院、自宅治療等）を受け、又は受ける必要のあるもの</p> <p>(1) 死者欄の(2)及び(3)を参照</p>
② 住家被害	住家	<p>現実に居住のため使用している建物をいい、社会通念上の住家であるかどうかを問わない。</p> <p>(1) 物置、倉庫等を改造して居住している場合は、住家とみなす。</p> <p>(2) 商品倉庫等の一部を管理人宿舎として使用している場合で、商品倉庫、管理人宿舎ともに半壊した場合、住家の半壊1、商工被害1として計上すること。</p> <p>(3) 住家は社宅、公宅（指定行政機関及び指定公共機関のもの）を問わず全てを住家とする。</p>
	世帯	<p>生活をつつにしている実際の生活単位。寄宿舍、下宿その他これに類する施設に宿泊するもので、共同生活を営んでいる者は、原則としてその寄宿舍等を1世帯とする。</p> <p>(1) 同一家屋内に親子夫婦が生活の実態を別々にしている場合は、2世帯とする。</p>
	全壊	<p>住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、すなわち、住家全部が倒壊、流失、埋没、焼失したもの、又は住家の損壊が甚だしく、補修により元通りに再使用することが困難なもので、具体的には、住家の損壊、焼失若しくは流失した部分の床面積がその住家の延床面積の70%以上に達した程度のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が50%以上に達した程度のもので</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	半壊	<p>住家がその居住のための基本的機能の一部を喪失したもの、すなわち、住家の損壊が甚だしいが、補修すれば元通りに再使用できる程度のもので、具体的には、損壊部分とその住家の延床面積の20%以上70%未満のもので、又は住家の主要な構成要素の経済的被害を住家全体に占める損害割合で表し、その住家の損害割合が20%以上50%未満のもので</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	一部破損	<p>全壊、半壊、床上浸水及び床下浸水に該当しない場合であって、建物の一部が破損した状態で、居住するためには、補修を要する程度のもので</p> <p>(1) 被害額の算出は、その家屋（畳、建具を含む。）の時価に減損率を乗じた額とし、家財道具の被害は含まない。</p>
	床上浸水	<p>住家が床上まで浸水又は土砂等が床上まで堆積したため、一次的に居住することができない状態となったもの</p> <p>(1) 被害額の算出は、床上浸水によって家屋（畳、建具を含む。）が破損した部分の損害額とし、家財道具の被害、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>
	床下浸水	<p>住家が床上浸水に達しないもの</p> <p>(1) 被害額の算出は、床下浸水によって家屋が破損した部分の損害額とし、土砂及び汚物等の除去に要する経費は含まない。</p>

被害区分		判断基準
③ 非 住 家 被 害	非 住 家	<p>非住家とは住家以外の建物で、この報告中他の被害項目に属さないものとする。これらの施設に人が居住しているときは、当該部分は住家とする。</p> <p>(1) 公共建物とは、役場庁舎、集会施設等の公用又は公共の用に供する建物をいう。なお、指定行政機関及び指定公共機関の管理する建物は含まない。</p> <p>(2) その他は、公共建物以外の神社、仏閣、土蔵、物置等をいう。</p> <p>(3) 土蔵、物置とは、生活の主体をなす主家に付随する建物の意味であって、営業用の倉庫等は、その倉庫の用途に従って、その他の項目で取り扱う。</p> <p>(4) 被害額の算出は、住家に準ずる。</p>
	農 地	<p>農地被害は、耕土の流失、土砂の流入、埋没、沈下、隆起又はき裂により、耕作に適さなくなった状態をいう。</p> <p>(1) 流失とは、その田畑の筆における耕土の厚さ 10%以上が流出した状態のもの</p> <p>(2) 埋没とはその筆における流入土砂の平均の厚さが、粒径 1 mm以下にあつては 2 cm、粒径 0.25 mm以下の土砂にあつては 5 cm以上、土砂が堆積した状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は農地の原形復旧に要する費用又は、耕作を維持するための最小限度の復旧に要する費用とし、農作物の被害は算入しない。</p>
④ 農 業 被 害	農 作 物	<p>農作物が農地の流失、埋没等及び浸冠水・倒伏によって生じた被害をいう。</p> <p>(1) 浸冠水とは、水、土砂等によって相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(2) 倒伏とは、風のため相当期間（24 時間以上）作物等が地面に倒れている状態をいう。</p> <p>(3) 被害額の算出は、災害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。</p>
	農業用施設	<p>頭首工、ため池、水路、揚水機、堤防、道路、橋梁、その他農地保全施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	共同利用施設	<p>農業協同組合又は同連合会の所有する倉庫、農産物加工施設、共同作業場、産地市場施設、種苗施設、家畜繁殖施設、共同放牧施設、家畜診療施設等及び農家の共同所有に係る営農施設の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	営農施設	<p>農家個人所有に係る農舎、サイロ倉庫、尿溜、堆肥舎、農業機械類、温室、育苗施設等の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	畜産被害	<p>施設以外の畜舎被害で、家畜、畜舎等の被害をいう。</p>
	その他	<p>上記以外の農業被害、果樹（果実は含まない。）草地畜産物等をいう。</p>
	河 川	<p>河川の維持管理上必要な堤防、護岸、水制・床止め又は沿岸を保全するため防護することを必要とする河岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
⑤ 土 木 被 害	海 岸	<p>海岸又はこれに設置する堤防、護岸、突堤その他海岸を防護することを必要とする海岸等で復旧工事を要する程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	砂 防 設 備	<p>砂防法第 1 条に規定する砂防設備、同法第 3 条の規定によって同法が準用される砂防の施設又は天然の河岸等で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	地 す べ り 防 止 施 設	<p>地すべり等防止法第 2 条第 3 項に規定する地すべり防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>
	急傾斜地崩 壊防止施設	<p>急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第 2 条第 2 項に規定する急傾斜地崩壊防止施設で復旧工事を必要とする程度の被害をいう。</p> <p>(1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。</p>

被害区分		判断基準
⑤ 土木被害	道路	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路の損壊が、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	橋梁	道路法に基づき道路管理者が維持管理を行っている、道路法第2条の道路を形成する橋が流失又は損壊し、復旧工事を要する程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	港湾	港湾法第2条第5項に基づく水域施設、外かく施設、けい留施設等で復旧工事を要する程度の被害をいう。
	漁港	漁港法第3条に規定する基本施設又は漁港の利用及び管理上重要な輸送施設 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	下水道	下水道法に規定する公共下水道、流域下水道、都市下水路 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	公園	都市公園法施行令第31条各号に掲げる施設（主務大臣の指定するもの（植栽・いけがき）を除く。）で、都市公園法第2条第1項に規定する都市公園に設けられたもの (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑥ 水産被害	漁船	動力船及び無動力船の沈没、流失、破損（大破、中破、小破）の被害をいう。 (1) 港内等における沈没は、引上げてみて今後使用できる状態であれば破損として取り扱う。 (2) 被害額の算出は、被害漁船の再取得価額又は復旧額とする。
	漁港施設	外かく施設、係留施設、水域施設で水産業協同組合の維持管理に属するもの (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	共同利用施設	水産業協同組合、同連合会、又は地方公共団体の所有する施設で漁業者の共同利用に供する水産倉庫、加工施設、作業所、荷さばき所、養殖施設、通信施設、給水施設、給油施設、製氷・冷凍・冷蔵施設、干場・船揚場等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	その他施設	上記施設で個人（団体、会社も含む。）所有のものをいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	漁具（網）	定置網、刺網、延縄、かご、函等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。
	水産製品	加工品、その他の製品をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑦ 林業被害	林地	新生崩壊地、拡大崩壊地、地すべり等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	治山施設	既設の治山施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林道	林業経営基盤整備の施設道路をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	林産物	素材、製材、薪炭原木、薪、木炭、特用林産物等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	その他	苗畑、造林地、製材工場施設、炭窯、その他施設（飯場、作業路を含む。）等をいう。 (1) 被害額の算出は、再取得価額又は復旧額とする。

被害区分		判断基準
⑧ 衛生 被害	水 道	水道のための取水施設、貯水施設、導水施設、浄水施設、送水施設及び配水施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	病 院	病院、診療所、助産所等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	清 掃 施 設	ごみ処理施設、し尿処理施設及び最終処分場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	火 葬 場	火葬場をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑨ 商 工 被害	商 業	商品、原材料等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
	工 業	工場等の原材料、製品、生産機械器具等をいう。 (1) 被害額の算出は、被害を受けなかったとしたならば得たであろう金額を推定積算すること。
⑩公立文教施設被害		公立の小、中、高校、中等教育学校、大学、特別支援学校、幼稚園等をいう（私学関係はその他の項目で扱う）。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑪社会教育施設被害		図書館、公民館、博物館、文化会館等の施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑫社会福祉施設等被害		老人福祉施設、身体障がい者（児）福祉施設、知的障がい者（児）福祉施設、児童母子福祉施設、生活保護施設、介護老人保健施設、精神障がい者社会復帰施設等をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
⑬ そ の 他	鉄 道 不 通	汽車、電車等の運行が不能となった程度の被害をいう。
	鉄 道 施 設	線路、鉄橋、駅舎等施設の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	被 害 船 舶 (漁船除く)	ろ、かいのみをもって運転する舟以外の舟で、船体が没し、航行不能となったもの及び流出し、所在が不明となったもの、並びに修理しなければ航行できない程度の被害をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	空 港	空港法第4条第1項第5号及び第5条第1項の規定による空港をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	水 道 (戸数)	上水道、簡易水道で断水している戸数のうち、ピーク時の戸数をいう。
	電 話 (回線)	災害により通話不能となった電話の回線数をいう。
	電 気 (戸数)	災害により停電した戸数のうちピーク時の停電戸数をいう。
	ガ ス (戸数)	一般ガス事業又は簡易ガス事業で供給停止となっているピーク時の戸数をいう。
	ブ ロ ッ ク 塀 等	倒壊したブロック塀又は石塀の箇所数をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
	都 市 施 設	街路等の都市施設をいう。 (1) 被害額の算出は、復旧に要する経費を計上すること。
		上記の項目以外のものの特記を要すると思われるもの

40 輸送記録簿

輸送記録簿

輸送 月日	目的	輸送 区間 (距離)	借上等		金 額	修繕			燃料 費	実支 出額	備考
			使用車両等			故障車両等		修繕 月日			
			種類	台数	名称番号	所有者氏名					
					円				円	円	
計											

- 注) 1 「目的」欄は、主たる目的(又は救助の種類名)を記入すること。
 2 道、又は町所有の車両等の場合は、「備考」欄に車両番号を記入すること。
 3 借上車両による場合は、有償、無償を問わず記入すること。
 4 借上等の「金額」欄には、輸送費、又は車両等の借上費を記入すること。
 5 「故障の概要」欄には、故障の原因及び故障箇所を記入すること。

41 炊出し給与状況

炊出し給与状況

炊出場所名称	月 日			月 日			合 計	実支出額 円	備 考	
	朝	昼	夕	朝	昼	夕				朝
計										

※ 「備考」欄に給食内容を記入のこと。

42 飲料水の供給簿

飲料水の供給簿

供給 月日	対象 人員	給 水 用 機 械 器 具							実支出額	備 考	
		名 称	借 上			修 繕					燃 料 費
			数量	所有者	金額	修繕月日	修繕費	修繕概要			
	人			円		円		円	円		
計											

- 注) 1 「給水用機械器具」欄は、借上費の有償・無償の別を問わず作成するものとし、有償による場合のみ金額欄に額を記入する。
 2 「修繕概要」欄には、修繕の原因及び修繕箇所を記入すること。

43 世帯構成員別被害状況

世帯構成員別被害状況

平成 年 月 日現在

被害別	世帯構成員別											計	小学生	中学生
	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯	7人世帯	8人世帯	9人世帯	10人以上世帯				
全壊(焼)														
流出														
半壊(焼)														
床上浸水														

44 物資購入（配分）計画表

物資購入（配分）計画表

平成 年 月 日現在

世帯	人世帯				人世帯				人		計				備
	円				円										
品目	単価	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	所要数	金額	数量	世帯数	数量	世帯数	所要数	金額
計															

- 注) 1. 本表は、全壊（焼）、流出世帯分と半壊（焼）、床上浸水世帯分に分けて作成すること。
 2. 「品目」欄は、寝具、被服、生活必需品の順に記入すること。
 3. 各品目ごとの「備考」欄に、道調達分と町調達分を明らかにしておくこと。

45 物資受払簿

物資受払簿

品目	単位				
月 日	摘要	受	払	残	備考
計	道調達分				
	町調達分				

- 注) 1. 「摘要欄」に、購入又は受入先及び払出先を記入すること。
 2. 「備考欄」に、購入単価及び購入金額を記入しておくこと。
 3. 最終行欄に、道からの受入分及び町調達分別に、受、払、残の計及びそれぞれの金額を記入すること。

46 物資給与及び受領簿

物資給与及び受領簿

住宅被害 程度区分	1 全壊(焼) 2 流出 3 半壊(焼) 4 床上浸水	給与(貸与)の基礎と なった世帯構成員数	人	男 女	人 人
--------------	--------------------------------	-------------------------	---	--------	--------

災害救助用物資として下記内訳のとおり受領しました。

平成 年 月 日

住所 _____

世帯主氏名 _____ 印

連絡先(避難所・電話番号等) _____

給与(貸与)年月日	品 名	数 量	備 考

47 物資の給与状況

物資の給与状況

住家被害 程度区分	世帯主 氏名	基礎となった世帯 構成人員	給与月日	物資給与の品名			実支出額	備考
				布団	毛布			
		人	月 日				円	
計	全壊	世帯						
	半壊	世帯						

災害救助物資として上記のとおり給与したことに相違なし

平成 年 月 日

給与責任者 氏名

印

- 注) 1 住家の被害程度に全壊（焼）、流出又は半壊（焼）、床上浸水の別を記入すること。
 2 給与月日に、その世帯に対して最後に給与された物資の受領月日を記入すること。
 3 物資給与の品名欄に、数量を記入すること。

48 救護班活動状況

救護班活動状況

〇〇救護班

班長:医師 氏名

印

月 日	市（区）町村名	患者数	措置の概要	遺体検案数	修繕費	備考
		人		人	円	
計						

注) 備考欄に班の編成・活動期間を記入すること。

49 学用品の給与状況

学用品の給与状況

学校名	学年	児童 (生徒) 氏名	親権者 氏名	給与 月日	給与品の内訳						実支出額	備考
					教科書			その他学用品				
					国語	算数		鉛筆	ノート			
				月日							円	
計	小学校		人									円
	中学校		人									円

学用品を上記のとおり給与したことに相違なし
平成 年 月 日

給与責任者（学校長）
氏名 印

- 注) 1 「給与月日」欄は、その児童（生徒）に対して最後に給与した給与月日を記入すること。
2 「給与品の内訳」欄には、数量を記入すること。

50 応急仮設住宅台帳

応急仮設住宅台帳

応急仮設 住宅番号	世帯主 氏名	家族 数	所在地	構造 区分	面積	敷地 区分	着工	竣工	入居	実支出額	備考
							月日	月日	月日		
		人					月日	月日	月日	円	
計	世帯										

- 注) 1 「応急仮設住宅番号」欄は、応急仮設住宅に付した番号とし、設置箇所を明らかにした簡単な図面を作成し添付すること。
 2 「家族数」欄は、入居時における世帯主を含めての人員数を記入すること。
 3 「所在地」欄は、応急仮設住宅を建設したところの住所を記入すること。
 4 「構造区分」欄は、木造住宅、プレハブ住宅の別を記入すること。
 5 「敷地区分」欄は、公私有別とし、有無償の別を明らかにすること。
 6 「備考」欄には、入居後における経過を明らかにしておくこと。

51 遺体処理台帳

遺体処理台帳

処 理 年月日	遺体発見の 日時及び場所	死亡者 氏名	遺 族		洗浄等処理			遺体の 一時 保存料	検案料	実支 出額	備考
			氏名	死亡者 との 関係	品名	数 量	金額				
							円	円	円	円	
計		人									

52 障害物除去の状況

障害物除去の状況

住家被害程度区分	氏名	除去に要した期間 月 日～ 月 日	実支出額 円	除去に要すべき状態の概要	備考
計	半壊(焼)	世帯			
	床上浸水	世帯			

53 人夫雇上げ台帳

人夫雇上げ台帳

(救助種別)											
住所	氏名	日額	月分				基本賃金		割増賃金		給与額
			日	日	日	日	日数	金額	時間	金額	
計	人	円	人	人	人	人					

- 注) 1 本台帳は、救助の種別ごとに作成すること。
 2 各日別就労状況は、1日就労した者は「1」と表示する。また、5時間時間外に就労した者は「1.5」と表示すること。

54 消防防災ヘリコプター使用年間予定表

様式第5号（第18条関係）

消防防災ヘリコプター使用年間予定表（ 年度）

第 号
年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

機関の長
連絡先
申請者 電 話
担 当 者

年 月の消防防災ヘリコプターの使用計画は、次のとおりです。

使用日	使用目的	飛行区域	摘 要

55 消防防災ヘリコプター使用月間予定表

様式第6号（第18条関係）

消防防災ヘリコプター使用月間予定表（ 月）

第 号
年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

機関の長
連絡先
申請者 電 話
担当者

年 月の消防防災ヘリコプターの使用計画は、次のとおりです。

使用日	使用目的	飛行区域	摘要

56 消防防災ヘリコプター使用申請書

様式第7号（第19条関係）

消防防災ヘリコプター使用申請書

第 号
年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

申請者 印

（担当者 TEL ）

北海道消防防災ヘリコプターを下記により使用したいので申請します。

記

1 使用日時	年 月 日 () 時 分 ~ 時 分				
2 使用目的					
3 飛行経路					
4 使用内容					
5 搭乗者所属	職	氏名	男・女	年齢	備考

(注) 使用に係る事業計画等を添付すること。

57 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

様式第1号（第4条関係）

（第 報）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航伝達票

要請日時： 年 月 日 時 分

次のとおりヘリコプターの出動を要請します。

		要請機関名							
		担当者職氏名							
		連絡先		TEL	FAX				
災害の状況・派遣理由	覚 知	年 月 日 時 分							
	災害発生日時	年 月 日 時 分							
	災害発生場所								
	災 害 名								
	災害発生状況・措置状況								
派遣を必要とする区域				希望する活動内容					
気象の状況									
離着陸場の状況	離着陸場名								
	特記事項		(照明、Hマーク、吹き流し、離着陸場周辺の状況（障害物等）ほか)						
必要とする資機材			現地での資機材確保状況						
			特記事項						
傷病者の搬送先				救急自動車等の手配状況					
他機関の応援状況	他に応援要請している機関名								
	現場付近で活動中の航空機の状況								
現地最高指揮者	(機関名)		(職・氏名)						
無線連絡方法			(周波数)	Hz					
その他参考となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

58 北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

様式第2号（第8条関係）

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航に係る災害等状況報告書

第 号
年 月 日

総括管理者

北海道総務部危機管理監 様

要請機関の長 印

北海道消防防災ヘリコプター緊急運航要領第8条の規定に基づき、次のとおり報告します。

記

災害発生日時	年 月 日 () 時 分								
災害発生場所									
派遣区域									
離着陸場									
使用した資機材									
傷病者の搬送先									
消防防災 ヘリコプター に係る 活動内容等	【地元の活動状況(消防防災ヘリコプター運航に係る分)】								
	【消防防災ヘリコプターによる活動内容】								
災害発生状況 ・ 措置状況									
その他参考 となる事項									
搭乗者	所属	職	氏名	年齢	所属	職	氏名	年齢	備考

59 救急患者の緊急搬送情報伝達票

(様式第1号)

救急患者の緊急搬送情報伝達票

第

報

要請日時	平成 年 月 日 時 分				
1 要請市町村名	電話	F A X			
担当課・職・氏名	職名	氏名			
2 依頼病院名	電話				
所在地	F A X				
担当医師名・科名	科	担当課	氏名		
3 受入病院名	電話				
所在地	F A X				
担当医師名・科名	科	直通内線番号			
受入病院の了承： <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無					
4 ふりがな 患者氏名	生年月日	年	月	日	歳
	体 重	kg	<input type="checkbox"/> 男	<input type="checkbox"/> 女	職業
住 所					感染症： <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有
病 名					<input type="checkbox"/> 入院中 <input type="checkbox"/> 外来： 月 日
経 過	血圧： mmHg		脈拍： 回/分		
	呼吸： 回/分		体温： °C		
	意識レベル(JCS)：				
航空機による搬送が必要な理由	<input type="checkbox"/> 緊急性 <input type="checkbox"/> 搬送時間短縮 <input type="checkbox"/> 搬送安定性 <input type="checkbox"/> その他() (主な理由：)				
気圧変化： <input type="checkbox"/> 影響無し <input type="checkbox"/> 影響有り					
5 受入病院選定理由 (①、②のいずれか記載)					
<input type="checkbox"/> ①高次・専門医療機関での治療が必要なため (治療内容：)					
<input type="checkbox"/> ②その他 (具体的な理由：)					
6 付添搭乗者	氏 名	性別	年 齢	体 重	そ の 他
医 師			歳	kg	
看 護 師			歳	kg	
付 添 人			歳	kg	続柄：
医師・看護師の所属病院： <input type="checkbox"/> 依頼病院 <input type="checkbox"/> 受入病院 <input type="checkbox"/> その他病院名 ()					
7 運航上の必要事項 機内に積載する医療資機材等					
資 機 材 名	有	数量	総重量	要電源	特 記 事 項
①点滴	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 輸液ポンプあり
②シリンジポンプ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
③酸素ボンベ	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 80以上(サイズ： × (cm))
④モニター類	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/> 心電図 <input type="checkbox"/> その他()
⑤保育器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ:W ×L ×H (cm)
⑥人工呼吸器	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	サイズ:W ×L ×H (cm)
⑦救急バック	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
⑧その他()	<input type="checkbox"/>		kg	<input type="checkbox"/>	
引継場所 (現地離着陸場)	依頼病院： 受入病院：			メモ	

※市町村はNo.1～No.7の項目を記載の上、要請すること。(□欄はレ点又は■で該当項目をチェック)

※No.4「経過」No.5について欄内に記入しきれない場合は、別紙(任意)により送付すること。

60 公用令書（従事）

別表第1号様式

従事第号	公 用 令 書			
	住所 氏名			
	従事			
災害対策法第71条の規定に基づき、次のとおり	を命ずる。			
	協力			
平成 年 月 日				
	処分権者 北海道知事			印
従事すべき業務				
従事すべき場所				
従事すべき期間				
出頭すべき日時				
出頭すべき場所				
備 考				

（備考） 用紙は、日本工業規格A5とする。

61 公用令書（保管）

別表第2号様式

保管第号	公 用 令 書			
	住所 氏名			
	従事			
災害対策法第71条の規定に基づき、次のとおり物資の保管を命ずる。				
平成 年 月 日				
	処分権者 北海道知事			印
保管すべき物資の種類	数量	保管すべき場所	保管すべき期間	備考

（備考） 用紙は、日本工業規格A5とする。

62 公用令書（管理）

別表第3号様式

管 理 第 号	公 用 令 書																																								
	住所 氏名																																								
災害対策法第71条の規定に基づき、次のとおり	土地 管理 家屋 を 使用 する。 施設 収用 物資																																								
平成 年 月 日	処分権者 北海道知事 印																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">名称</th> <th style="width: 12.5%;">数量</th> <th style="width: 12.5%;">所在場所</th> <th style="width: 12.5%;">範囲</th> <th style="width: 12.5%;">期間</th> <th style="width: 12.5%;">引渡月日</th> <th style="width: 12.5%;">引渡場所</th> <th style="width: 12.5%;">備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考																																	
名称	数量	所在場所	範囲	期間	引渡月日	引渡場所	備考																																		

（備考） 用紙は、日本工業規格A5とする。

63 公用変更令書

別表第4号様式

変 更 第 号	公 用 変 更 令 書		
	住所 氏名		
災害対策法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を次のとおり変更したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。			
平成 年 月 日	処分権者 北海道知事 印		
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 5px;">変更した処分の内容</td> </tr> <tr> <td style="height: 40px;"> </td> </tr> </table>		変更した処分の内容	
変更した処分の内容			

（備考） 用紙は、日本工業規格A5とする。

64 公用取消令書

別表第5号様式

取 消 第 号	公 用 取 消 令 書	
	住所 氏名	
災害対策法第71条の規定に基づく公用令書（ 年 月 日第 号）にかかる処分を 取消したので、同法施行令第34条第1項の規定により、これを交付する。		
平成 年 月 日		
	処分権者 北海道知事	印

(備考) 用紙は、日本工業規格A5とする。

65 防災立入検査票

別表第6号様式

No.	防 災 立 入 検 査 票	
所属 職名 氏名		
	年 月 日生	
上記の者は災害対策法第71条の規定に基づく権限を有するものであること を証明する。		
平成 年 月 日交付		
	北海道知事 交付責任者	印 印

(裏)

注 意	
1. 本票は他人に貸与し、若しくは譲渡し又は勝手に訂正してはならない。	
2. 本票は 年 月 日まで有効とする。	
3. 本票は有効期限が経過したとき、または不明になったときは速やかに返還しな なければならない。	
4. 本票を亡失し、若しくは損傷したときは速やかに文書をもって届出なければな らない。	